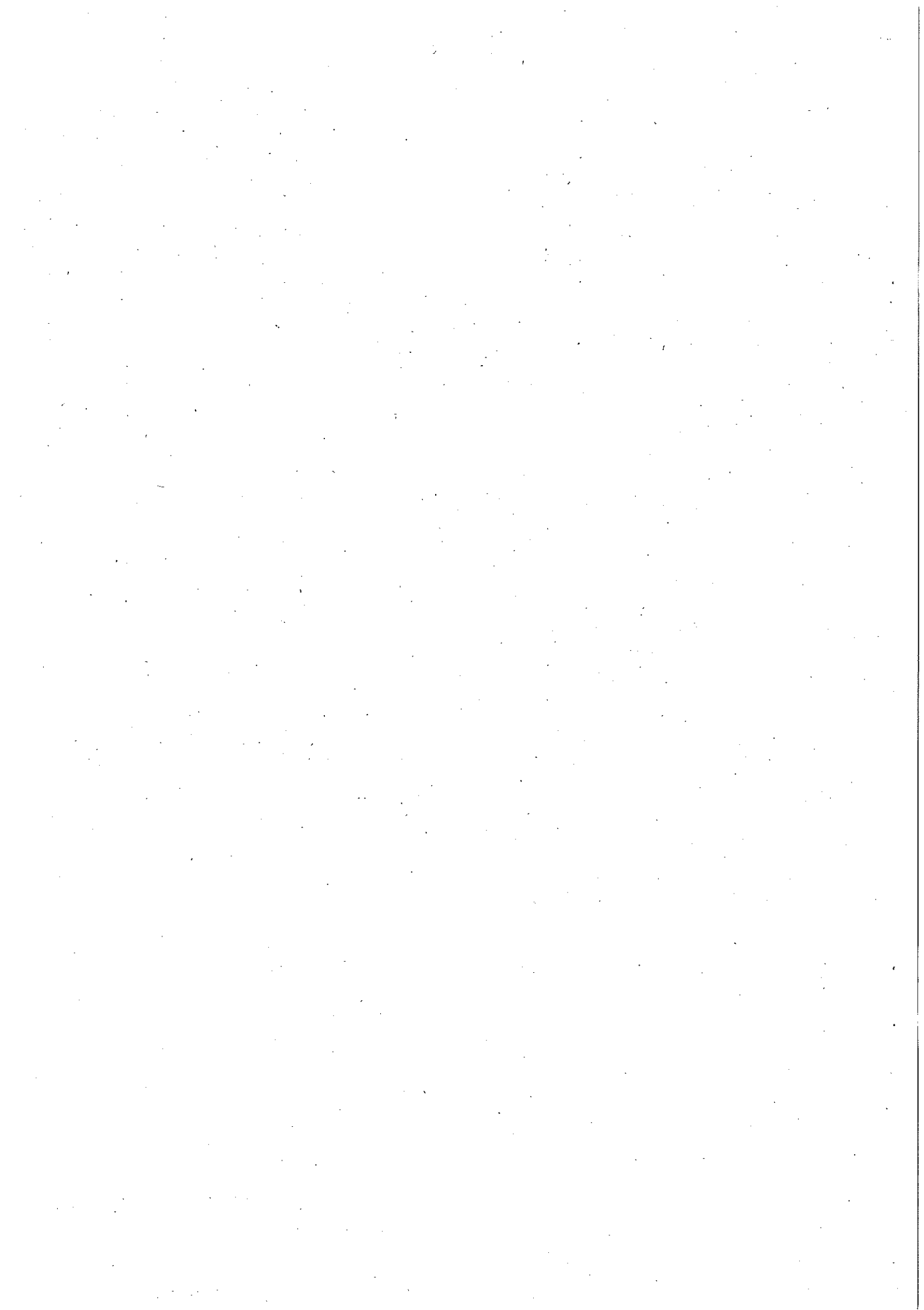


各団体が作成した保険加入促進計画
(2/2)



34. (社) 日本造園組合連合会

(社会保険加入促進計画)

社会保険加入促進計画について

1. 団体の基本的事項

社団法人日本造園組合連合会

理事長 白井昇

住所 東京都千代田区神田小川町3-3-2 マツシタビル7階

会員数 218組合 約4,100社

業種 造園工事業

2. 基本的な方針

国の策定した5ヶ年計画の推進にむけた社会保険の加入促進について対応策を検討・実施していく。社会保険加入状況把握のためのアンケート調査を実施するほか、パンフレット、造園連新聞等を活用した組合員事業所への周知・啓発を行う。また、法定福利費の取り扱いや見積りからの法定福利費の確保に向けた周知等を行い、社会保険未加入者の加入促進に取り組む。

3. 保険加入の状況

より効果的な計画推進に向けて、組合員事業所の社会保険加入状況を把握するためのアンケート調査を実施する。

- ・平成24年8月～9月にかけて全組合員に向けてアンケート調査を実施。
- ・アンケートの調査結果を集計・分析。
- ・アンケート調査結果による現況を踏まえ、今後の対策について委員会等で検討していく。
- ・下請企業の現況把握については相当難しく困難。

4. 取り組みの促進

①社会保険未加入対策推進協議会への参加

社会保険未加入対策推進協議会に参加し、社会保険の加入促進に向けた課題や取組方針等の協議をふまえ、効果的な取組方法の検討や組合員事業所への周知徹底を図る。

②専門工事業団体との連携

社団法人建設産業専門団体連合会と連携し、社会保険の加入状況や取組状況等の情報共有をするほか、加入促進を図るための取り組みを検討する。

③組合員事業所への周知・啓発

- ・フローチャート等を使い、組合員事業所の置かれている状況を確認するほか、社会保険加入への理解を深めてもらう。
- ・推進協議会で作成するリーフレット等を使い、ホームページや造園連新聞を通じて組合員事業所に保険未加入対策を周知する。
- ・各種会議（理事会、ブロック会議、総会等）において、社会保険加入促進についての周知徹底を図る。

④都道府県支部との連携

- ・平成24年11月2～3日に各支部事務担当者研修会議を開催。
会議では、社会保険未加入問題について協議し、地元の組合員事業所への周知を図る。
- ・協議会で話し合われた内容について、各支部へ情報を提供し社会保険加入促進に向けた周知を行う。

⑤現場での確認・指導

- ・現場におけるリーフレット等の配布により、事業者・技能労働者への保険加入について働きかけ。
- ・保険加入状況の確認
- ・保険加入業者の優先と未加入事業者の排除の推進。

⑥法定福利費等の確保

見積・契約・支払における法定福利費の取り扱いについて検討し、組合員事業所に対して、見積時から法定福利費を適正に確保することや、法定福利費に支障が生じないようにダンピングの防止等について周知徹底を図る。

⑦重層下請構造の是正

当連合会の組合員に該当する者は少ないが、推進協議会で話し合われた内容を元に、取り組み等を検討。

⑧一人親方対策

組合員企業に対して、労務関係諸経費の削減を意図した非自発的な形で一人親方になることの防止策の検討及び周知。

⑨就労履歴管理対応

当連合会の組合員に該当する者は少ないが、就労履歴管理システムへの参加について周知。

⑩優良企業認定制度の取り組み

推進協議会で話し合われた内容を参考に、優良企業を認定する仕組みを検討する。

⑪保険関係事務手続きの支援

推進協議会で話し合われた内容について都道府県支部に情報提供し、事務的な対応が困難な組合員事業所の保険関係事務及び手続き処理の支援について周知する。

⑫未加入者の排除

将来的に保険未加入者の現場入場を認めない事についての組合員事業所への働きかけ。

35. (一社) 日本建設業経営協会

(社会保険加入促進計画)

平成24年10月1日
一般社団法人日本建設業経営協会

社会保険加入促進計画

I 団体の基本的事項

団体名 一般社団法人日本建設業経営協会(日建経)
代表者名 会長 大島義和
所在地 東京都中央区八丁堀2-5-1
会員数 25社
会員の主な業種 土木工事一式、建築工事一式

II 基本的な方針

建設産業においては、下請企業を中心に、関係法令により義務づけられている年金、医療、雇用保険等の社会保険等について企業として未加入、一部労働者の未加入など、法定福利費を適正に負担しない保険未加入企業が存在している。社会保険等の未加入は、技能労働者の処遇を低下させ、若年入職者減少の一因となっている。

このため、保険未加入問題の対策を総合的に推進することにより、建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保を図るとともに、企業間の健全な競争環境を構築することを目指して、日建経は、概ね5年間で当面の目標とした社会保険加入促進計画を作成し、団体が取り組むべき対策、正会員（以下「会員企業」という。）が自ら実施すべき対策等を取り決め、社会保険加入促進対策を推進していくこととする。

III 加入促進計画

1 日建経が団体として取り組むべき対策

(1) 社会保険未加入対策推進協議会への参画

行政、建設業者団体、関係団体からなる「社会保険未加入対策推進協議会」に参加し、各団体の取組を共有することにより、本計画を継続的にフォローアップし、その結果を見ながら必要な対策を実施することとし、必要に応じて本計画の改定を行う。

(2) 保険加入状況の把握

保険加入の状況は、今年度内を目途に、会員企業を通じて調査を実施することにより把握する。

(3) 会員企業への周知

- ① ポスター又はパンフレットを作成し、会員企業に対し保険未加入対策を周知する。
- ② 会員企業に対し、「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」(平成24年7月4日国土交通省制定)(以下、「下請指導ガイドライン」という。)の周知徹底に努める。

(4) 就労履歴管理システムへの参画

就労履歴管理システム、保険加入チェックシステムを構築するため、国、他の関係団体と一体となった検討体制に参画する。

(5) 法定福利費等の確保

- ① 国、建設業関係団体と一体になって見積・契約・支払における法定福利費の扱いについて検討する。
- ② 民間発注者に対して、ダンピングの防止、法定福利費の確保を働きかける。
- ③ 国、地方公共団体に対して、ダンピング防止対策を要請する。

(6) 適正工期の確保

- ① 民間発注者に対して、適正工期の確保を働きかける。
- ② 国に対して、4週8休の確保を建設業法令遵守ガイドラインに明記するよう要請する。

(7) 重層化の改善

- ① 「一人親方」、「偽装請負」など、職業安定法や労働者派遣法の遵守を、会員企業に周知、指導する。

2 会員企業が自ら実施すべき対策

(1) 保険加入状況の確認及び指導

- ① 下請企業に対して、社会保険等の加入の周知、啓発を図る。

- ② 下請指導ガイドラインを理解し、下請企業に対して、このガイドラインの周知、徹底に努める。
- ③ 会員企業の協力会社と連携して、加入促進策を検討する。

(2) 法定福利費の確保

- ① 発注者との見積り交渉、入札、契約にあたり、発注者の理解を得ながら、適正な法定福利費の計上に努める。
- ② 下請企業に対して、下請契約の見積り時から法定福利費を適正に考慮するよう指導する。

(3) 重層化の改善

下請け企業に対して、「一人親方」、「偽装請負」など、職業安定法や労働者派遣法に基づく適法性のチェック、指導を行うとともに、適法な下請企業の選定、更には同趣旨の再下請企業への指導を求める。

(4) 保険未加入企業及び未加入の作業員の排除

社会保険等の加入が一定程度進捗した段階で、保険未加入企業との契約を禁止することや、未加入作業員を現場から排除することも視野に入れて、本計画の改定を検討する。

36. (社) 全国防水工事業協会

(社会保険加入促進計画)

社会保険加入促進計画

平成 24 年 10 月 5 日
社団法人全国防水工事業協会

1 基本的な考え方

建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保と企業間の健全な競争環境の構築には行政と建設業者が一体となって社会保険の加入を推進する必要がある。

全防協は、建設業者としての責務を果たすべく、団体が取り組むべき対策、正会員(以下「会員企業」という。)が自ら実施すべき対策を取り決め、その推進を図っていく。

一方、行政に対しても社会保険等の加入を建設業の許可・更新の要件とすることや、派生する問題である重層下請構造の是正、法定福利費の計上、さらには低入札防止対策の強化への主導的な取り組みを強く求めていく。

社会保険等は、法令に基づき加入義務が課せられおり、未加入企業、未加入者が利するような環境にならないよう配慮すべきは当然である。従って、社会保険等の未加入対策の実施に当たっては、一定の時期、段階において、法令遵守の実効性の上がる措置の一斉適用が必要である。

また、技能労働者の処遇改善により人材確保を図るという本来の目的に照らし、前記措置の一斉適用の時期に合わせ、社会保険等の費用が末端の作業員まで行き渡る仕組みの構築を検討していかなければならない。

2. 取り組みの内容

(1)期間

平成24年度を初年度とし、平成28年度までの5カ年間とする。

(2)団体が取り組むべき対策

①「社会保険未加入対策推進協議会」への参画

建設業担当部局、社会保険担当部局、学識経験者、建設業団体等で構成する「社会保険未加入対策協議会」に参画し、防水工事の請負施工者の立場から社会保険加入促進の効果的な取組や周知啓発、実効の上がる対策を協議する。

② 会員企業への周知

・保険未加入対策に関する会員企業への啓蒙を図るとともに、会員企業として取り組

むべき対策の周知徹底に努める。

③ 専門工事業団体との連携

・(社)建設産業専門団体連合会加盟の専門工事業団体と連携し、会員企業及びその下請企業の加入促進を図るための施策を検討する。

④ 法定福利費の確保

・元請企業に対するダンピングの防止、法定福利費の確保に関する働きかけを行う。
・全防協が作成した標準見積書の活用を会員企業に周知徹底方の要請及び下請け契約の見積時から適正な法定福利費を確保することを指導する。

⑤ 適正工期の確保

・適正な工期の設定は、労働環境の悪化を防ぎ、結果として安定的な雇用環境が確保されることになる。この目標実現に向けて元請企業への働きかけを行う。

⑥ 重層化の改善

・「一人親方」「偽装請負」など職業安定法や労働者派遣法に基づく適法性を的確に判断できる教宣資料を作成し、会員企業への周知徹底を図る。
・下請契約時の関係法令の適法性のチェック徹底による下請企業の選定、さらには同主旨の下請企業に対する指導を会員企業に要請する。

⑦ 実効性のある低入札防止対策の徹底

・国、地方自治体等の発注者に対して、実効性のある低入札防止対策の実施を求め
る。

(3) 会員企業の自主的な取組

① 保険加入状況の確認と指導

・下請企業に対して、協力会社並びに現場において社会保険等の加入の周知・啓発を図る。

・下請企業との契約時における社会保険等の加入状況を確認するとともに、未加入企業に対して保険加入を指導する。(会員企業が元請となる工事においては、2次下請け以降は、1次下請け経由で指導)

・現場における新規入場者の社会保険等の加入状況を確認するとともに、未加入者の所属企業に対して保険加入を指導する。(同上2次下請け以降は、1次下請け経由で指導)

② 法定福利費等の確保

・元請企業との見積交渉、入札、契約に当たり、元請企業の理解を得ながら、適正な法定福利費の計上に努める。

・下請企業に対して、下請契約の見積時から法定福利費を適正に考慮するよう指導する。

③ 重層化の改善

- ・下請企業に対して、「一人親方」「偽装請負」など、職業安定法や労働者派遣法に基づく適法性のチェック、指導を行うとともに、適法な下請企業の選定、さらには同主旨の再下請企業への指導を行う。

④ 保険未加入企業及び未加入の作業員の排除

- ・平成29年度以降(社会保険等の加入促進が一定程度進捗した段階)、保険未加入企業との契約を禁止することや、未加入の作業員の現場からの排除に取り組む。

以 上

社団法人全国防水工事業協会 概要

沿革

昭和 49 年 7 月 任意団体 全国防水工事業団体連合会を設立
昭和 51 年 11 月 建設業法第 27 条の 33 の規定により建設大臣に届け出
平成 3 年 12 月 建設大臣の許可を得て(社)全国防水工事業協会を設立

概要

名称 社団法人 全国防水工事業協会
所在地 東京都千代田区内神田 3-3-4(全農薬ビル 6F)
TEL.03-5298-3793(代)
FAX.03-5298-3795

代表者	会長 高山 宏
会員数	正会員 防水専門工事業者 634 社
特別会員	協同組合等 50 団体
賛助会員	防水材料メーカー、商社 45 社(平成 24 年 10 月現在)

目的

本会は、防水工事業の経営の近代化並びに防水工事に関する技術の調査研究及び開発を行い、防水工事業の健全な発展と社会的地位の向上を図り、もって、わが国建設業の発展と国民生活の向上に寄与することを目的とする。

事業

- 1・防水工事業の経営の近代化に関する調査研究及び指導
- 2・防水工事の施工法に関する調査研究及び開発
- 3・防水工事に関する技術基準の作成
- 4・防水工事に携わる建設技術・技能者の確保、養成等
- 5・防水工事業に関する情報資料の収集、提供等
- 6・防水工事業に関する図書等の刊行及び講演会等の開催

7・関係官公庁及び関係団体への協力等

8・その他本会の目的を達成するために必要な事業

会員

正会員 建設業法の規定による防水工事業の許可を受けて現に当該事業を営む者で、本会の目的に賛同して入会した法人又は個人

特別会員 本会の目的に賛同して入会した法人または個人

賛助会員 本会の事業を賛助するために入会した防水工事業に関連する法人又は個人

機関誌

会報「全防協」(年1回発行)

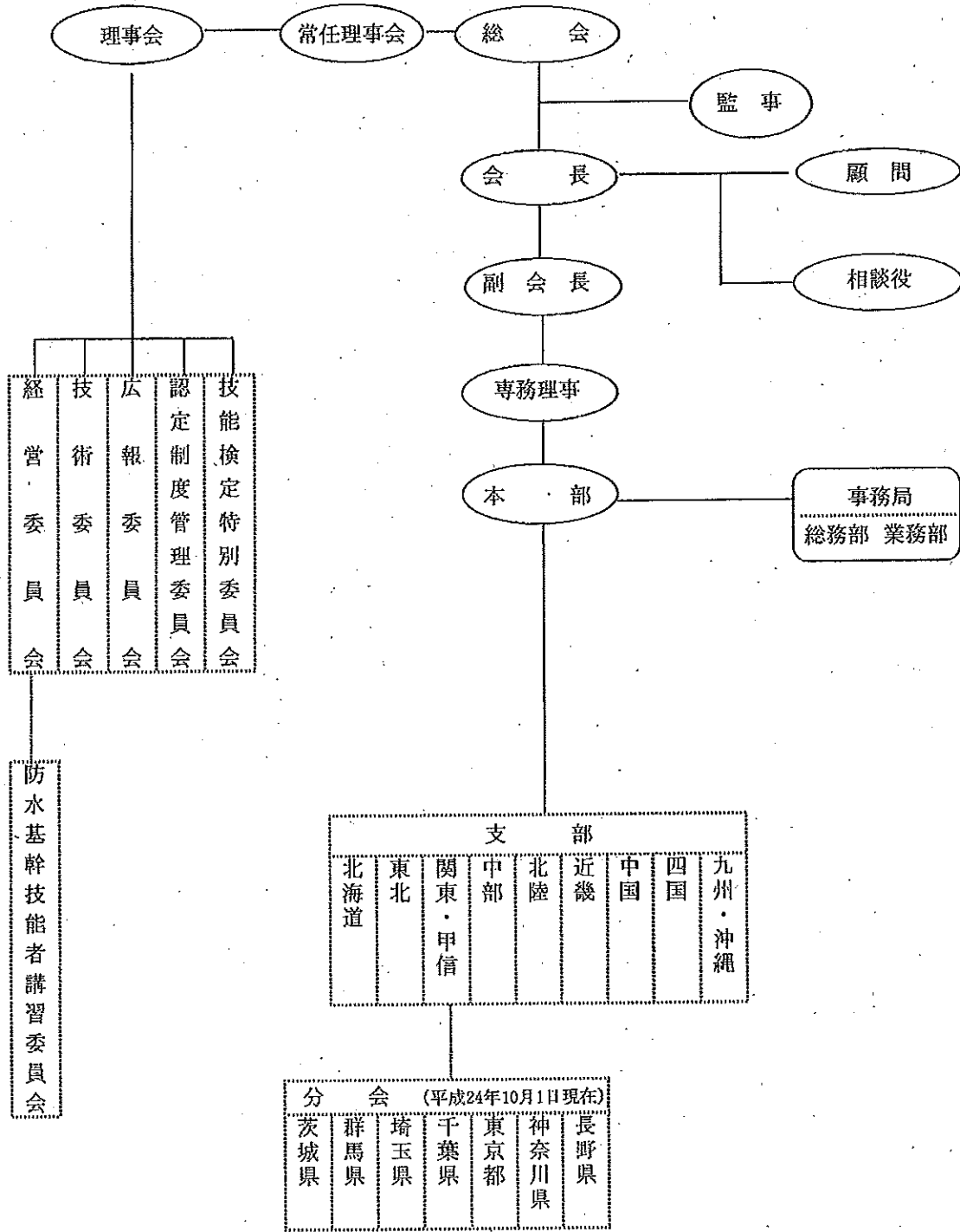
刊行物

「日本の防水 ～ 防水工事 100 年のあゆみ」

「全防協20年のあゆみ」

「防水施工法」

全防協組織図



37. (一社) 日本基礎建設協会

(社会保険加入促進計画)

平成24年 9月12日

一般社団法人日本基礎建設協会 社会保険等加入促進計画

一般社団法人日本基礎建設協会
会長 陣内 孝雄

1. 協会の基本的事項

一般社団法人日本基礎建設協会（略称・日基協、会長・陣内孝雄）は全国に会員をもち、関東・関西・中部・中国・九州の各支部から組織される、場所打ちコンクリート杭の施工を主業とする建設専門工事業団体である。

本部事務局を東京都中央区八丁堀4丁目14番7号（ウインド八丁堀ビル705号）に置いている。

2. 基本方針

建設産業における社会保険等の加入促進の実効性を確保するためには、官民の発注機関、総合建設業界、専門工事業界が一体となって推進していくことが必要である。

会員・非会員の企業を含め、場所打ちコンクリート杭業界は、長引く建設投資の減少に伴う低価格での指値受注の強要、原価を割り込む受注競争の横行により、企業経営は疲弊した状況にある。技能者の育成、設備の更新及び安全の確保等は後回しにせざるを得ず、福利厚生費や安全経費といった本来必要なコストまで削減しなければ受注の確保ができない窮状化にある。

このような厳しい状況下において、経費削減のため、法的義務である社会保険等に未加入の企業が多数存在する現状を考慮した場合、適正な価格による必要経費の確保が保障されぬまま指導が展開されていくことは、労働力を主に供給し底辺で業界を支えている企業にとって、経営を継続していく上で大きな障害となる。これらの社会保険等未加入企業は大多数が非会員企業であるが、会員企業の業務遂行上のパートナーとして大変重要な役割を果たしておりなくてはならない存在であることを（一社）日基協は認識している。

我々（一社）日基協は土木・建築構造物の主要構造である基礎工事の中心的な役割を持ち、社会資本整備を担う専門工事業者としての責務を果たすべく、協会が取り組むべき対策、会員企業が自ら実施すべき対策を取り決め、その推進を図っていく所存である。

官民の発注機関、総合建設業界に対しても、社会保険等への加入促進が迅速に進むよう、法定福利費のみならず必要な工事原価、適正な経費が支払われるよう強く求めていく。また、低入札・ダンピング受発注を防止する対策の強化と、社会保険等未加

入企業や未加入者が利する環境にならないよう、広く関係機関に社会保険等未加入対策の実施を強く求めていく所存である。

3. 取組の内容

(1) 取組期間

国土交通省の定めに準拠し、平成24年度を初年度とし5年間の計画とする。

(2) (一社)日基協が取り組むべき対策

イ. 「社会保険未加入対策推進協議会」への参画

・国土交通省建設業担当部局、厚生労働省社会保険担当部局、学識経験者、建設業団体等で構成する「社会保険未加入対策推進協議会」に参画し、専門工事業の立場から効果的な取り組みや周知啓発の方法、さらに実効性の上がる対策について積極的に意見具申する。

ロ. 会員企業への周知

・会員企業の保険未加入対策に関する啓蒙を図るとともに、各会員企業の協力会社として労務の提供等を受けている企業への加入指導の要請。

ハ. 就労履歴管理システム構築への協力

・国土交通省及び総合建設業界等が推進している就労者情報の集約管理による省力化・効率化の向上と、社会保険等加入の確認を行うための就労履歴管理システムの実用化に向けた活動に積極的に協力する。

二. 法定福利費等の確保

・基礎業界における法定福利費を別枠明示した標準見積書を策定し、会員企業へその活用を周知指導・浸透させ、法定福利費の適正な転嫁と確保の実現化を目指すとともに、総合建設業界に標準見積書の採用を周知方要請し、法定福利費の適正な支払いを働きかける。

ホ. 重層化の改善

・会員企業に対し、非自発的な一人親方や偽装請負など職業安定法や労働者派遣法に基づく適法性のチェックの要請等、会員企業のコンプライアンスの確保に努める。

ヘ. 低価格受注防止対策の推進

- ・総合建設業界に対して、原価割れ価格による受注の強要や、法定福利費その他必要経費等の値引きの強要などの是正を要請する。

- ・官民発注機関に対して、実効性のある低入札防止対策の実施と、総合建設業者と専門工事業者とのいわゆる元・下間の取引適正化に係る指導を要請する。

(3) 会員企業が自ら実施すべき対策

イ. 社会保険等の加入の確認と指導

- ・自社が雇用する従業員の社会保険等への加入に努めるとともに、下請企業との契約時において社会保険等の加入状況を確認し、未加入企業には強く社会保険等への加入を指導する。

- ・建設業許可申請・更新時における社会保険等への加入書類の提示および、施工体制台帳・再下請通知書・作業員名簿等への社会保険等への加入状況の記載を遵守する。

ロ. 法定福利費の確保

- ・会員企業は、標準見積書を活用した適正な法定福利費の計上を遵守し、元請・下請間及び下請・再下請間の契約の適正化及び法定福利費等の確保に努める。

ハ. 重層化の改善

- ・会員企業は、非自発的な一人親方や偽装請負などの職業安定法や労働者派遣法に基づく適法性のチェック及び指導を行い、自社及び協力業者のコンプライアンスの確保に努める。

二. 社会保険等未加入企業の排除

- ・会員企業は、平成 29 年度以降（社会保険等の加入促進が一定程度進捗した段階）、社会保険等未加入企業との再下請契約の禁止等、社会保険等未加入企業の現場からの排除に取り組む。

以上

○建流審資料 公共工事設計労務単価と他の賃金調査の経年変化の差について

【目的】

経年変化の差を、以下の仮説に基づき検証

1. 10人以下（給与が少ないゾーン）の企業が増加したことにより、従業員10人以下の企業を調査しない他指標との差が生じた
2. 時間外勤務が増加したことにより、時間外勤務を調査しない設計労務単価との差が生じた
3. 過去に設計労務単価のみが上昇しすぎたため、その調整が起こったため、調整時期のみを比較することで差が生じたように見えた
4. 設計労務単価は、全国全職種単純平均値のため、地方部の賃金下落状況が拡大される傾向があるため、他指標との差が生じた

【調査方法】

1. について
 - ・公共事業労務費調査結果の定点比較（5年間隔程度）で、従業員10人以下の企業数の割合とそのカテゴリにおける平均基準日額を調査
 - ・その他の統計調査において、従業員10人以下の企業が増加しているという根拠の収集
2. について
 - ・賃金構造基本統計調査（毎勤？）により、時間外勤務時間と時間外手当の経年変化を把握
3. について
 - 平成元年頃からの毎勤・賃構・屋賃・民間給与実態調査結果の推移を把握
4. について
 - ① 都道府県ごとに加重平均値を算出
 - ② 労働力調査？などにより、都道府県別の建設業従事者数を把握
 - ③ $= \Sigma (① \times ②)$

【その他の資料】

- ・公共工事設計労務単価と各種賃金調査の比較
- ・設計労務単価・各種賃金調査結果推移グラフ

38. (一社) 全日本瓦工事業連盟

(社会保険加入促進計画)

社会保険加入促進計画案

平成 24 年 10 月 5 日
一般社団法人 全日本瓦工事業連盟

1. 団体の基本事項

団 体 名：一般社団法人 全日本瓦工事業連盟
所 在 地：東京都千代田区富士見 1-7-9 東京瓦会館 4F
代 表 者：山田 勝雄
会 員：48 団体
加盟事業所：3000 社
主 な 業 種：屋根工事業

2. 屋根工事業界における社会保険に対する意識・認識について

①平成 18 年に行った全瓦連加盟業者の企業実態調査報告

- ・平成 18 年に「かわら屋根ふきの実態調査」を行った。
- ・回答数は会員企業全 3749 社に対し、1262 社より回答が寄せられた。(回収率 34%)
- ・「雇用保険に加入している」と回答した企業は 755 社。(約 60%)
- ・総従業員数について…
1～2 名 295 社、3～5 名 464 社、6～9 名 237 社、10～19 名 165 社、
20 名以上 48 名。
- ・年商について…
5000 万円未満 617 社、1 億円未満 275 社、1 億円以上 3 億円未満 256
社、3 億円以上 67 社。
- ・今後経営を行う上での方針…
「福利厚生充実」42 社、「経費の節減」520 社。

②企業実態調査報告から見えること

- ・「雇用保険に加入している」と回答した事業所の中で、いわゆる「生命保険」などの民間の保険と混同している事業所があることが考えられる。
- ・総従業員数について見ると、5 名以下の事業所が 759 社となり、回答数の約 60%を占める。また、9 名以下の事業所は 996 社となり、約 79%となる。

- ・今後経営を行う上での方針について、「福利厚生の実」と挙げた事業所はわずか 42 社であり、全体の約 3%である。このことから、屋根ふき業における「福利厚生」に対する優先度や意識はかなり薄いと考えられる。
- ・「経費の削減」を挙げた事業所は 520 社であり、全体の約 43%である。この場合、正しい社会保険の認識がないと社会保険等を含む法定福利費まで経費として削減されることが懸念される。

3. 加入促進に向け行うべき方策案

①加入促進方策案の基本的方針

- 一 「健康保険、雇用保険、厚生年金保険(社会保険等)の仕組み」や「加入の主旨」など社会保険の概要を組合員に向けて説明し、社会保険の仕組みを会員企業に改めて浸透させる。
- 二 国土交通省を始めとした行政が今後行っていく施策、計画などを会員企業に周知させる。
(例)保険未加入企業に対する経営資格審査の厳格化、就労管理システムを利用した社会保険未加入企業の排除計画など
- 三 当団体が今後行っていく加入促進計画を会員企業に周知させる。

②加入促進の方策の具体的手段

◆周知の手段(別紙 1 参照)

- 一 全国 48 組合を通じ、各県加盟事業所に対しての周知。
- 二 全瓦連 HP、全瓦連メンバーズサイトを通じたインターネット上における周知。
- 三 年 3 回発行の「全瓦連広報誌」による周知。
- 四 全瓦連主催の資格制度「瓦屋根工事技士」「(一社)全瓦連瓦屋根診断技士」の更新講習会における周知。

◆周知の内容(別紙 1 参照)

- 一 社会保険未加入対策の主旨(資料 1)
今後 5 年を目途に建設業許可業者の加入率 100%を目指すことを目的に建設技能労働者の雇用環境の改善や不良不適格業者の排除に取り組み、建設業の持続的な発展に必要な人材の確保を図るとともに、事業者間の公平で健全な競争環境の構築を実現していくことの周知を行う。

二 社会保険未加入企業に対する施策の内容(資料 2)

未加入企業に対する経営資格審査の再審査、建設業許可更新の際に未加入が判明した企業に対する指導、平成 29 年度以降を目処とした未加入企業の建設工事現場からの排除、ID などを用いた就労履歴管理システムを利用した未加入企業従事者の発見等、今後行われることが予定されているまたは検討が行われていることの周知を行う。

三 社会保険の概要(資料 3)

社会保険の加入推進を図るべく、正しい社会保険の知識・認識を周知させる。その為に、理解のし易い、社会保険の仕組みを簡易的に説明する資料を収集・作成する。

四 全瓦連が進めていく加入促進計画案(本紙)

行政が進める未加入対策に合わせ、全瓦連が行っていく加入促進計画を周知させる。

五 適正な法定福利費の確保(資料 4)

専門工事業者の立場から社会保険加入の原資となる適正な法定福利費の確保を目指し、社会保険加入を推進し促進させるべく、適正な法定福利費を含んだ見積・契約の実施や下請企業への社会保険加入指導の徹底を行うよう周知させる。

六 社会保険未加入対策推進協議会報告(資料 5)

社会保険未加入対策推進協議会の報告を行うことにより、行政と工事業者団体が共に未加入対策へ取り組んでいる現状を周知し、推進計画案への理解を求める。

③加入推進計画スケジュール

◆ 1 年目(平成 24 年度) ～ 3 年目(平成 26 年度)

一 8 ブロック及び組合を通じて、加盟事業所へ社会保険の概要、行政が行う社会保険未加入対策の内容、全瓦連が行う加入推進方策案を周知させる。

二 特に 6 年後(平成 29 年度)を目処に社会保険未加入工事業者の排除が行われることを中心に、将来を見据えた周知を行う。

◆4年目(平成27年度)以降

一 推進計画実施の効果の確認の為のアンケート

- ①社会保険の仕組(加入義務など)の認知度調査
- ②加盟事業所の社会保険加入状況調査
- ③未加入業者がいる場合の理由
- ④行政が行っている(または行う予定の)施策の認知度調査
- ⑤全瓦連が行っている(または行う予定の)施策の認知度調査

二 社会保険未加入事業所が最も少ない会員組合の表彰

三 上記以外に行政の施策の進捗に合わせ、適宜会員に対しフォローアップを行う。

以上

39. (社) 日本建設大工工事業協会

(社会保険加入促進計画)

社会保険加入促進計画

社団法人日本建設大工工事業協会

1. 団体の基本的事項

- (1) 団体名 社団法人日本建設大工工事業協会
- (2) 代表者名 会長 三野輪賢二
- (3) 所在地 東京都港区新橋6-20-11新橋IKビル1階
- (4) 会員数 466社(平成24年8月1日現在)
- (5) 主な業種 型枠工事業(建設業許可業種区分は大工工事業)

2. 基本的な方針

建設産業においては、建設投資額の急激な減少によって、元請による行き過ぎた価格競争が蔓延している。型枠工事業界においても、型枠技能工の低賃金・長時間労働が恒常化するばかりか、本来負担すべき「雇用」「医療」「年金保険」の法定福利費を適正に負担するのも困難な状況が長年続き、法定福利費を適正に負担せずに低価格競争を行わざるを得ない事業者が多数存在している。その結果、型枠技能工の離職と若年入職者の減少が進み、技能工の高齢化と技術伝承の途絶の危機を迎えている。

こうした状況に鑑み、社団法人日本建設大工工事業協会(以下「日建大協」という。)は技能労働者の処遇改善により人材確保を図るという本来の目的を達成するため、社会保険加入の前提となる法定福利費原資の確保に向け、発注者、元請及び私共下請企業、そして最前線の技能工まで社会保険等の費用が適正に支払われる対策を総合的に推進する。

3. 取組内容

(1) 計画期間

平成24年度を初年度とする5年間の計画とする。計画は第一期と第二期に分割し、その期間の取り組み内容を下記のものとする。

- ① 第一期 平成24年6月～平成26年3月
法定福利費の内訳を明示するための標準見積書の作成、会員企業への雇用等実態調査、対策策定、情報周知期間とする。
- ② 第二期 平成26年4月～平成29年3月
法定福利費の内訳を明示するための標準見積書の普及促進、会員企業への雇用等実態調査及び社会保険加入促進の具体的対策期間とする。

(2) 第一期の実施策

① 平成24年 標準見積書の作成、会員企業・非会員企業を対象にした雇用実態調査の実施と検証

イ. 雇用実態調査を実施して実態を把握すると共に、社会保険未加入問題の重要性と対策の詳細について周知し、会員企業の問題意識醸成を図る。

ロ. 法定福利費の内訳を明示した標準見積書を作成する。

② 平成25年 雇用実態調査の結果を踏まえた対策の決定と実施、会員企業への情報周知及び他職種団体との連携

(3) 第二期に向けた施策

① 平成26年 第一期取組み内容の検証と第二期取組み詳細の決定

イ. 雇用実態調査を実施して状況を把握し、第二期の具体的な施策を決定する。

ロ. 標準見積書の普及促進を図ると共に、使い勝手のアンケート調査を実施し、改良版を作成する。

ハ. 元請各社に対して同様式見積書での型枠工事見積提出への移行時期などを、公正な競争環境を創造するために、一斉導入について協議する。

② 平成27年以降 第二期取組みの実施

(4) 日建大協が取組む内容

① 法定福利費の別枠（外出し）支給の実現及び取扱の法制化

社会保険未加入問題の根本は業界の過剰供給構造が最大の原因であり、この状況が変わらない限り、現在の価格原理主義による価格競争のもとでは、社会保険未加入問題の解決はできない。唯一の手段は、法定福利費部分が価格競争や値引きの対象になる事なく、工事費とは別枠（外出し）で、積算、契約され支給されることである。

加えて公共工事・民間工事問わず全発注者が協同步調をとる事も必要となる。従って日建大協は、法制化を含む制度化を強く関係団体、行政機関に対し意見を具申する。

② 市場単価調査の見直し

現在実施されている市場単価調査方式は、すでに様々な問題が指摘されており、標準見積書の作成を契機に調査方法の再検討を強く要望する。ここ数年続く型枠工不足が一向に調査結果に反映されず、また調査建物の用途や条件が大きく異なっているにも関わらず、発表された単価だけがひとり歩きするという状況にあり、今回の標準見積書の作成に関連して行政機関に対し見直しの検討を要望する。

③ 「社会保険未加入対策推進協議会」「社会保険未加入対策推進協議会WG」への参画

専門工事会社の立場から雇用形態や契約方式の実態を踏まえ、実効性のある対策を積極的に関係団体、行政機関に対し意見具申する。

④ 社会保険未加入問題対策委員会の設置

日建大協に全国各支部の代表からなる社会保険未加入問題対策委員会を設置し、社会保険未加入問題の対策に当たる。

⑤ 会員企業への周知と雇用実態の調査

社会保険未加入問題に関する会員企業への啓蒙・宣伝を図るとともに、毎年実施している雇用実態調査を活用して、社会保険加入状況の実態調査や会員企業の意識調査も併せて実施し、実態に即した対策の推進を図る。

⑥ 標準見積書の作成・普及、法定福利費原資の確保

社会保険への加入促進の前提は法定福利費の原資の確保と型枠技能工の低賃金解消である。その前提が満たされなければ、型枠施工会社及び技能工は共に法定福利費の負担が困難となる。そのような状況を回避するために、社会保険加入の前提となる法定福利費原資の確保に向けた対策を講ずる。

イ. 技能工の処遇改善により人材確保を図るといふ本来の目的を達成するため、発注者、元請から下請企業及び最前線の技能工にまで社会保険等の費用が適正に支払われる対策を具体的に提示する。

ロ. 法定福利費原資の確保を図るために、標準見積書の作成を会員企業の意見を広く取り込みながら作成し、その普及を促進するため、会員企業、元請、元請団体及び行政機関に対して積極的に働きかける。

⑦ 現在の下請間の請負契約方式についての再検討

イ. 技能工の社会保険の加入促進は技能工の既存の雇用形態を成り立たなくさせる可能性を孕んでいる。技能工の社会保険の加入が、技能工の完全雇用によらなければ実現されないものであるとすれば、現在の請負生産方式が成り立たなくなり、建設業の生産性が大きく低下する恐れがある。専門工事業、元請、行政機関及び有識者から構成される請負生産方式や技能工の雇用を検討する専門検討委員会の設置を行政機関に要望し、同問題に関して議論・検討する必要性を訴える。

ロ. 各専門工事業団体と連携を図り、日建大協単独では解決出来ない技能工の雇用契約方法についての再検討、標準見積書式の一斉導入等について、広く議論し、共通した雇用対策の立案を働きかける。

以上

41. (一社) 全国コンクリート

圧送事業団体連合会

(社会保険加入促進計画)

社会保険加入促進計画(案)

平成 24 年 9 月 26 日

一般社団法人 全国コンクリート圧送事業団体連合会

会 長 佐 藤 勝 彦

1. 団体の基本的事項

一般社団法人 全国コンクリート圧送事業団体（略称・全圧連、会長・佐藤勝彦）は、コンクリート圧送工事を主業とする全国都道府県・地域の 25 団体・432 社（平成 24 年 9 月現在）で組織する建設専門工事業団体であり、事務局を東京都千代田区神田須田町 1-16（本郷ビル 6 階）に置いている。

2. 基本的な方針

建設産業における社会保険等の加入促進の実効性を確保するためには、行政、元請業界、下請専門工事業界等が一体となって推進していくことが必要である。

全圧連の会員企業は、長引く建設投資の減少に伴う低価格での指値受注の強要、原価を割り込む受注競争の横行により、企業の経営は疲弊しきった状態である。技能者の育成、設備更新と安全の確保等は後回しになり、ここ十数年は福利厚生費や安全経費といった必要コストまで削減しなければ受注が確保できない窮状下にある。

このような厳しい環境下において、経費削減のため、法的義務である社会保険等に未加入の会員企業が多数存在する現状を考慮した場合、適正な価格による必要な経費の確保が保障されぬまま指導が展開されて行くことには、一抹の不安を感じる。

しかしながら我々全圧連は、コンクリート構造物の施工の中心的な役割を持ち、社会資本の整備を担う専門工事業者としての責務を果たすべく、団体を取り組むべき対策、会員企業が自ら実施すべき対策を取り決め、その推進を図っていく所存である。

行政、元請業界に対しても、業界の社会保険等への加入促進が迅速に進められるよう、法定福利費のみならず必要な工事原価、経費の適正な支払が行われることを求めていく。また、低入札・ダンピング受発注を防止する対策の強化への行政の主導的な取り組みを強く期待する。それとともに、法定社会保険の未加入企業、未加入者が利するような環境にならないよう、建設業許可の有無や工事規模の大小を問わず、社会保険等の未加入対策の実施を強く求めていく所存である。

2. 保険加入の状況

平成24年3月～5月に実施した、コンクリート圧送工事業経営実態調査(団体独自のアンケート調査)における、社会保険等の加入状況(企業別)に関する調査結果を以下に示す。

会員企業417社(平成24年3月現在)中、223社回答 回答率53.5%

◇従業員-圧送技能者について

健康保険…全員加入124社(59.3%)、一部加入54社(25.8%)、
未加入31社(14.8%)

厚生年金…全員加入116社(55.0%)、一部加入56社(26.5%)、
未加入39社(18.5%)

労働保険…全員加入175社(82.9%)、一部加入31社(14.7%)、
未加入5社(2.4%)

◇従業員-営業・事務職について

健康保険…全員加入129社(80.6%)、一部加入10社(6.3%)、
未加入21社(13.1%)

厚生年金…全員加入122社(75.8%)、一部加入13社(8.1%)、
未加入26社(16.1%)

労働保険…全員加入127社(78.9%)、一部加入16社(9.9%)、
未加入18社(11.2%)

上記調査結果は全国の集計値であるが、都市部において加入状況が低い実態にあることは、国土交通省による公共事業労務費調査での結果と同様と考えている。

現況を踏まえ、以下に示す取り組みにより、平成29年度終了時において会員企業において100%、会員が雇用する社会保険加入義務のある従業員において100%の加入率達成を目指すこととする。

2. 取り組みの内容

(1) 期間

国土交通省の計画と同様、平成24年度を初年度とする5年間の計画とする。

(2) 全圧連(団体)が取り組むべき対策

①「社会保険未加入対策推進協議会」への参画

- ・建設業担当部局、社会保険担当部局、学識経験者、建設業団体等で構成

する「社会保険未加入対策推進協議会」に参画し、下請専門工事業の立場から効果的な取り組みや周知啓発の方法、さらに実効性の上がる対策について積極的に意見具申する。

②傘下会員団体（単協）・会員企業への周知

- ・ 保険未加入対策に関する会員企業への啓蒙を図るとともに、会員団体（単協）・会員企業として取り組むべき対策の周知徹底に努める。

③他の専門工事業団体との連携

- ・ (社)建設産業専門団体連合会、および他の建設機械施工工事業団体と連携し、専門工事業界の保険加入状況を把握するとともに、加入促進を図るための施策を協力して検討する。

④就労履歴管理システム構築への協力

- ・ 国土交通省および元請業界が、就労者情報の集約管理による省力化・効率化を図り、技能者の保険加入確認を行うため推進する就労履歴管理システム実用化に向けた積極的な協力を行う。

⑤法定福利費等の確保

- ・ 業界における法定福利費を内訳明示した標準見積書を協議検討、策定し、会員団体（単協）・会員企業へ標準見積書の活用を周知指導、浸透させ、法定福利費の適正な転嫁と確保の実現化を目指す
- ・ 元請業界に対して、標準見積書の採用を周知方要請するとともに、法定福利費の適正な支払を働きかける。
- ・ 法定福利費に併せ、中退共および建退共制度について、勤退共本部の展開する加入促進活動への積極的な協力を行う。

⑥重層化の改善

- ・ 傘下会員団体（単協）・会員企業に対して、非自発的な一人親方や偽装請負などの、職業安定法や労働者派遣法に基づく適法性のチェック、指導を行い、会員企業のコンプライアンスに努める。

⑦低価格受注防止対策の推進

- ・ 元請業界に対して、低価格受注の強要や法定福利費その他必要経費の値引き強要などの是正を求める。
- ・ 行政に対して、実効性のある低入札防止対策の実施を求めるとともに、元請業界に対する元請・下請間の取引適正化に係る指導を求める。

(3) 会員団体（単協）・会員企業が自ら実施すべき対策

①保険加入状況の確認及び指導

- ・ 会員団体（単協）は、傘下会員企業に対して、社会保険等の加入の周知・啓発を図る。
- ・ 会員企業は、自社が雇用する従業員の社会保険等への加入に努めるとともに、再下請企業との契約時において社会保険等の加入状況を確認し、未加入企業に対して保険加入を指導する。
- ・ 会員企業は、建設業許可申請・更新時における社会保険等への加入書類の提示および、施工体制台帳・再下請通知書・作業員名簿等への社会保険等への加入状況記載を遵守する。

②法定福利費等の確保

- ・ 会員団体（単協）は、傘下会員企業に対して、標準見積書を活用した適正な法定福利費の計上を周知指導する。
- ・ 会員企業は、元請業者との見積交渉、契約に当たり、標準見積書を活用した適正な法定福利費の計上に努める。
- ・ 法定福利費に併せて、退職金制度等の従業員の福利厚生に関する必要経費も同様に計上し、確保するよう取り組む。

③重層化の改善

- ・ 会員団体（単協）は、傘下会員企業に対して、非自発的な一人親方や偽装請負などの、職業安定法や労働者派遣法に基づく適法性のチェック、指導を行い、会員企業のコンプライアンスに努める。
- ・ 会員企業は、自社のコンプライアンスに努めるとともに、再下請企業に対し同主旨の指導に努める。

④保険未加入企業への対応

- ・ 会員企業は、平成 29 年度以降（社会保険等の加入促進が一定程度進捗した段階で）、再下請契約において保険加入企業を優先的に選定するなど、同業者の保険加入率向上へ向けた取り組みに努める。

以上

42. (社) 全国タイル業協会

(社会保険加入促進計画)

平成 24 年 10 月 9 日

社会保険加入促進計画(案)

社団法人 全国タイル業協会

1. 基本的な方針

社会保険等の加入促進の実効性を確保するためには、行政、元請企業、下請企業等が一体となって推進していくことが必要である。(社)全国タイル業協会は、専門工事業者としての責務を果たすべく、団体が取り組むべき対策、工事会員(以下「会員企業」という。)が自ら実施すべき対策を取り決め、その推進を図っていく。

タイル工事は元請業者から専門工事業者が仕事を受注するが、現場で実際に施工を行うのはタイル張り技能者である。専門工事業者と技能者は直接雇用関係にあることは少なく、ほとんどは請負契約を締結している。また、タイル張り技能者は個人事業主であることが多く、法人形態を有している場合は少ない。保険加入促進についてもこのような実態に則して進めていくことが重要である。

社会保険等は、法令に基づき加入義務が課せられており、未加入企業、未加入者が利するような環境にならないよう配慮すべきは当然である。従って、社会保険等の未加入対策の実施に当たっては、一定の時期、段階において、法令遵守の実効性の上がる措置の一斉適用が必要であるが、同時に、拙速に適用することは、現場での混乱を招くこととなるため、業界の現状について十分に配慮をすることが必要である。

行政に対しても法定福利費の計上、さらにはダンピング防止対策の強化への主導的な取り組みと合わせて、タイル工事業界の現状に対して理解を求め、配慮を求めていく。

また、技能労働者の処遇改善により人材確保を図るという本来の目的に照らし、前記措置の一斉適用の時期に合わせ、社会保険等の費用が末端の作業員まで行き渡る仕組みの構築についても、検討していかなければならない。

なお、今後、会員企業に対する社会保険等の加入の実態調査の結果に基づき本計画の見直しを行うこととする。

2. 取り組みの内容

(1) 期間

国の計画と同様、平成 24 年度を初年度とする 5 年間の計画とする。

(2) 団体が取り組むべき対策

①「社会保険未加入対策推進協議会」への参画

- ・建設業担当部局、社会保険担当部局、学識経験者、建設業団体等で構成する「社会保険未加入対策推進協議会」に参画し、実際に現場で施工に携わる専門工事業者の立場から効果的な取り組みや周知啓発の方法、さらに実効性の上がる対策について積極的に意見具申する。

②会員企業への周知

- ・推進協議会で作成する PR 素材を活用するなどして、団体の HP や機関誌を通じ、会員企業に対し保険未加入対策を周知し、啓発を図るとともに、会員企業として取り組むべき対策の周知徹底に努める。

- ・一人親方や個人事業所に所属する技能者等、その所属先が健康保険組合や厚生年金保険の適用事業所でない場合、また適用事業所であっても本人が適用除外となる場合は、国民健康保険、国民健康保険組合あるいは国民年金への個人加入をはたらきかけるよう、会員企業に指導・周知する。

③専門工事業団体との連携

- ・(社)建設産業専門団体連合会と連携し、専門工事業者の保険加入状況を把握するとともに、加入促進を図るための施策を検討する。

④法定福利費の確保

- ・(社)日本タイル煉瓦工事工業会とともに法定福利費の内訳明示のための標準見積書を作成し、作成した標準見積書の活用を会員に周知徹底する。
- ・元請団体に対し、下請の提出する標準見積書を活用して法定福利費を適正に確保するよう要請する。
- ・法定福利費に併せて、建退共制度について、建退共本部の展開する加入促進活動への積極的な支援を行う。

⑤適正工期の確保

- ・適正な工期の設定は、労働環境の悪化を防ぎ、結果として安定的な雇用環境の確保だけでなく、タイル工事の品質確保のためにも極めて重要である。そのため、元請団体に対し適正な工期を確保すること、また、着工の遅れが発生した場合は、再度適正工期確保のための検討を行うことを求めている。

⑥工事発注の平準化

- ・工事竣工が年度末に集中する状況は、工期の遅れを招きやすく、適正工期確保の阻害要因となる。そのため、全国全ての発注部局及び民間発注者において、工事発注の平準化——竣工のピークの3月と9月の2極への分散、および発注者に起因する着工遅れの解消がされるよう国に対して指導徹底を求める。

⑦ダンピング防止対策

- ・低価格指値発注は、専門工事業者の疲弊と技能労働者の業界からの離脱を招くこととなる。元請団体に対し、ダンピングの防止を求めるとともに、国に対し実効性のあるダンピング防止策を求めている。

⑧保険加入状況の調査

- ・保険加入状況の調査を平成29年までの毎年度実施し、本計画の見直しに反映させる。

(3)会員企業が自ら実施すべき対策

①保険加入状況の確認及び指導

- ・契約をする技能者に対し社会保険等の加入の確認を行い、未加入の場合は加入を指導する。
- ・元請業者が行う現場における新規入場者の社会保険等の加入状況の確認に協力し、未加入の場合は加入を指導する。

②法定福利費等の確保

- ・元請業者との見積交渉、契約に当たり、適正な法定福利費の計上に努める。
- ・技能者に対して、法定福利費を適正に考慮するよう指導する。

以上

43. (一社) 日本計装工業会

(社会保険加入促進計画)

社会保険加入促進計画

一般社団法人日本計装工業会
平成24年10月26日

I 団体の基本的事項

団体名 一般社団法人日本計装工業会
代表者 会長 吉本 圭司
所在地 東京都港区虎ノ門2-8-1 虎の門電気ビル 5階
会員数 136社
業種 機械器具設置工事業（計装工事業）

II 基本的な方針

建設産業の持続的な発展に必要な人材確保と、事業者間の公平で健全な競争環境を構築するために必要な社会保険未加入対策に対する取組みは、行政、発注者、元請企業、下請企業、建設労働者等の関係者が一体となることが必要である。

当工業会は、時代の最先端技術である「計装技術」を駆使し、電気工事業、管工事業、機械器具設置工事業、電気通信工事業を横断的に設計・施工・保守する計装工事業の団体であり、中心的事業として計装士技術審査事業を実施して計装士の人材育成を図っているところである。

計装工事については、我が国においては電気工事及び管工事等の業態の中に取り込まれ、計装工事として単体での発注工事はなされていないのが実態である。

当工業会の取組みとしては、会員の殆どが電気工事業及び管工事業等を営む企業であることから、工業会の実施事業及び計装工事業界の実態を踏まえ、計装工事業として携わる工事現場における社会保険の加入の実態を調査したうえで、関係法令等で定められた社会保険への加入促進の周知啓蒙活動を積極的に推進することを基本方針とし、計装工事業としての責務を果たすべく、団体として取り組むべき対策及び会員が自ら実施すべき対策を取りまとめ、社会保険の未加入対策に対する取組みを推進するものとする。

II 加入促進計画

1 取組期間

国の計画と同様、平成24年度を初年度とする5年間とし、取組みに対するフォローアップを毎年度実施する。

2 団体として取り組むべき対策

(1) 「社会保険未加入対策推進協議会」への参画

国土交通省が設置した「社会保険未加入対策推進協議会」に参画し、積極的な周知啓蒙活動に取り組む。

(2) 社会保険への加入状況確認等の状況把握

会員が、下請企業に対する社会保険への加入状況等についてどのように確認しているか等に関するアンケートを平成24年度に実施し、その状況等を把握するとともに定期的にフォローアップ調査を実施する。

(3) 会員に対する周知啓蒙活動

ホームページ、メールマガジン、ポスター、機関誌及び講演会等を活用し、行政から発出される各種政策の周知徹底を図るとともに、会員として取り組むべき対策の広報周知に努める。

(4) 関係団体との連携

行政をはじめ計装工事に関連する関係団体と連携し、社会保険加入促進に対する取り組みを周知啓蒙する。

(5) 法定福利費等の確保に関する周知啓蒙

① 国と一体となり、法定福利費の確保に関する周知啓蒙を図る。

② 民間発注者団体に対し、法定福利費の確保に関する周知啓蒙を図る。

3 標準見積書について

当工業会の会員は、電気工事業、管工事業、機械器具設置工事業及び電気通信工事業（建設業法では計装工事業の業種区分はない。）を営む企業であるが、計装工事については、それらの業態の中に取り込まれて発注されており、計装工事として単体での発注工事はなされていない実態であることから、計装工事業としての標準見積書の作成については、引続き今後の検討課題とする。

III 会員が取り組むべき対策

1 関係法令等の遵守及び指導

関係法令等を遵守するとともに、下請企業等に対して法令遵守及び周知啓蒙に努める。

2 社会保険加入状況の確認及び指導

(1) 下請企業への社会保険加入状況の確認

下請企業に対する社会保険の加入状況を確認するとともに、未加入企業に対して保険加入を指導する。

(2) 協力会社等の活用

協力会社等を活用し、現場の末端まで社会保険への加入促進について周知啓蒙を図る。

3 法定福利費等の確保に関する周知啓蒙

発注者等に対し、適法な法定福利費の確保について周知啓蒙を図る。

4 ポスター等の活用

当工業会から配布されるポスター等を活用し、下請企業等に対する周知啓蒙活動を積極的に展開する。

IV その他

行政における制度改正等に関する周知を図るため、会員及び会員外の協力会社も対象とした講演会を毎年度開催し、法令遵守及び制度改正内容等の周知啓蒙を図る。

45. (一社) 全国道路標識・標示業協会

(社会保険加入促進計画)

社会保険加入促進計画

一般社団法人 全国道路標識・標示業協会
会長 遠藤 芳郎
〒102⁰⁰⁸³
東京都千代田区麴町 3-5-19
にしかわビル6階
会員数：411社
主な業種：道路標識設置工事業
路面標示施工工事業

1. 基本的な方針

社会保険未加入企業に対する加入促進対策はまず行政・元請・下請が一体となって取り組むことを基盤とした上で推進する必要がある。

2. 保険加入の状況

当協会の会員企業はその工事受注形態から判断すると全社社会保険に加入していると捉えているが、その下請業者においては依然として未加入の企業がいるようである。

全会員の企業別加入状況の詳細については、近年調査を実施してないために不詳である。

3. 加入状況把握の必要性

当協会の標準見積書を策定する上で、会員各位の社会保険加入状況を分析する必要があり、必要に応じたアンケート調査を全会員企業に対して実施し、その加入状況の現況を把握することとする。

各会員企業の経営体系は経年と共に変わりつつあるので、このアンケート調査は定期的実施して加入状況の更新に努める。

4. 自主的な取組の促進

- ・推進協議会で作成するPR素材を活用するなどして、当協会のHPや機関誌を通じ、会員企業、関係企業に対し保険未加入対策を周知。
- ・会員企業に対し、①保険未加入対策を業界挙げて推進していること、②未加入の場合には加入を進めるべきことを周知。
- ・会員企業を通じ、下請業者(許可業者及び非許可業者)に対し、5年という目標をもって社会保険加入を業界挙げて推進していることを周知。
- ・専門団体として法定福利費の確保に向け作成した標準見積書の内容とその活用を会員企業に対し周知。

- ・会員企業における無許可業者の排除。

5. 法定福利費の確保

- ・団体として発注者に対してダンピングの防止、法定福利費の確保を働きかけ。
- ・会員企業に対し、下請けからの見積書における法定福利費内訳明示のための標準見積書を活用して法定福利費を訂正に確保するよう徹底(諸経費を含めた費目を積み上げつつ値引きを一式とする慣行の見直し)。
- ・下請に対して価格交渉する際に、法定福利費の確保の支障が生じないような配慮を行うよう会員企業に呼びかけ。

6. 重層下請構造の是正

- ・団体として重層下請構造の是正に取り組む旨宣言。
- ・会員企業に対し、下請契約の必要性・適法性のチェックを徹底。
- ・会員企業に対し、施工力のある下請企業の選定を徹底。

7. 未加入者の排除

- ・将来的に保険未加入の作業員の現場入場を認めないことを視野に入れつつ会員企業への働きかけを行う。

48. (一社) 日本内燃力発電設備協会

(社会保険加入促進計画)

社会保険加入促進計画

1. 団体の基本的事項

- (団体名) 一般社団法人日本内燃力発電設備協会
(代表者名) 会長 吉田 藤夫
(所在地) 〒105-0014
東京都港区芝1-5-11 芝L'sビル
(会員数) 199社
(主な業種等) 自家用発電設備等に関する品質性能に係る認証
自家用発電設備等に関する技術の指導及び専門技術者の養成
自家用発電設備等に関する調査及び研究

2. 基本的な方針

建設産業における社会保険加入について、当協会は専門工事業団体として「社会保険未加入対策推進協議会」に参画し、平成25年度以降の標準見積書に適正な法定福利費が計上されるように会員会社に依頼をし、社会保険未加入問題の啓発を図ることとする。

3. 加入保険の状況

会員会社の社会保険加入の現況を把握できていない為、速やかに会員会社にアンケートによる調査を行い、加入状況を把握し、把握後計画を改定することとする。

4. 保険加入の取組の内容

- 1) 会員会社には社会保険加入徹底を周知するとともに、会員会社を通じて関連会社及び下請企業にもその旨を周知する様に依頼する。
- 2) 法定福利費確保に向け標準見積書の内容を会員会社に周知し、同じく、会員会社を通じて関連会社及び下請企業にも周知する様に依頼する。特に下請企業には下請契約の見積時に法定福利費の確保を適性に行うよう求めることとする。
- 3) 当協会のホームページ・広報誌にて、その都度、社会保険加入徹底を周知する文書を掲載し啓発に努める。

以上

49. (社) 日本建築板金協会

(社会保険加入促進計画)

2012年10月4日

社団法人 日本建築板金協会

全日本板金工業組合連合会の加入促進計画

→①日板協・全板連

1) 団体について

〈団体名〉社団法人 日本建築板金協会

〈代表者〉会長 / 理事長 石本惣治

〈所在地〉〒108-0073 東京都港区三田1丁目3番37号 板金会館内
Tel 03-3453-7698

〈会員数〉8,945(2012年4月1日現在)

〈主な業種〉建築板金加工業及び建築板金工事業

2) 基本方針

「社会保険未加入対策協議会」の申し合わせに則り、我々建設産業従事者の地位向上、生活基盤の安定、技能労働者と若年労働者の確保に向けて、行政・元請企業下請企業・建設労働者一体となった、公平且つ健全な競争環境を構築していく。これらにより、住環境の品質・安全・安心の確保を行ない、一般消費者の要求に応えていくものとする。

しかしながら、当「社団法人 日本建築板金協会」会員の建築業での位置付けは、2～3次下請けが大半であり、「屋根施工」という歴史的・技能的にも重要な部位を受け持ちながら、その地位は低く、需要と供給という経済理論からもかけ離れた賃金体系の中で、後継者の育成・確保にも苦慮し、このままでは日本の伝統「匠」の世界の崩壊にも成りかねない瀬戸際にきているといっても過言ではない。

その為にも適正利潤の確保を念頭に置き、社会保険加入促進もさることながら、

- ①「登録基幹技能者」の評価・活用とインセンティブの付与と更には法規制化の促進
- ②ダンピング対策
- ③重層下請構造の是正

これらは我々だけの団体での解決は非常に困難であるが、地道な活動を行うことにより、自ずと保険加入は促進される。又、これらの解決のための諸施策と計画を立案し、その実施とフォローを行うものとする。

3) 社会保険未加入実態調査分析

① 調査時期

2012年8月実施、対象は全組合員(8,945事業所)、カバー率52%

② 事業所の構成

①事業主・家族のみ	49%	→	74%
②従業員 1～5人	39%		20%
③従業員 6～9人	7%		4%
④従業員 10人以上	5%		2%
	100%	(52%→100修正)	100%

★事業主・家族のみが49%であったが、実態調査報告未提出事業主が48%の中で大半が「事業主・家族のみ」と思われる(執行部ヒヤリング)

これをカバー率100%調整すると

★何れにせよ家族のみ及び従業員5人迄で90%前後の、中小零細企業集団

☆調査内容の反省

i) 先ず、法人/個人別に分類

ii) 従業員構成を5人未満と5人以上に(1～3～5人迄で質問)

iii) 年金: 未加入欄を現在受給と実未加入に分類

③ 雇用保険

★法律上(従業員1人以上)適用であるが未加入は10%とみる

④ 医療保険

★無回答26事業所を記入モレか未加入かの判断はあるが、略100%加入とみる(市町村国保加入者の対応を如何に扱うか?)

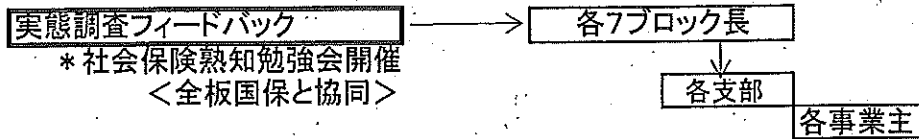
⑤ 年金

★未加入・無回答7%であるが、未加入で現在受給者をどの程度と判断し個人事業主・家族での未加入者の把握

<実態調査表別紙>

4) 社会保険未加入者への自主的取組

① 自社(自己)の立場を理解させ、法律上加入義務があることを認識させる(再徹底)



② 会員へ当会発行「板金新聞」(毎月発行)を通じ、未加入対策を周知
* 第一弾として、9月号にて国交省「建設産業の再生と発展のための方策2012」を紹介

③ ゼネコンと直接関係にある事業主(少ないが)への趣旨徹底とフォロー

5) 社会保険未加入促進計画

年度	計画内容	主管
2012年/下期	☆社会保険加入徹底及び勉強会 i) 実態調査フィードバック(各7ブロック) ii) 各都道府県組合への徹底	正副理事長会議 本部・各事務局
2013年	☆社会保険加入徹底及び勉強会 i) 各支部及び小規模事業者への徹底と 問題点の抽出 ☆大手事業者のゼネコン(ファブ)との関係実態調査	各事務局(本部)
2014年	☆第二次未加入実態調査 ☆非組合員対策 ☆超小規模事業者対策	本部・各事務局 本部 本部・各事務局
2015年	☆総合フォローアップ	本部
2016年	☆総合フォローアップ	本部

★今年度・及び来年度の推進(問題点抽出)の中で、更なる変更・
具体策がでた段階でその都度織り込む
★節々で正副理事長会議・全国理事長会議に報告・検討を行なう

建築板金業者「社会保険加入」 現状アンケート調査

社団法人日本建築板金協会

		組合員		提出					組合員		提出		
東北	北海道	502	157	157	31%	31%	西部	滋賀県	88	71	1186	81%	81%
	青森県	243	42	370	17%	27%		京都府	202	149		74%	
	岩手県	221	23		10%			大阪府	301	238		79%	
	秋田県	202	18		9%			奈良県	55	40		73%	
	山形県	242	89		37%			兵庫県	202	173		86%	
	宮城県	221	93		42%			和歌山県	63	26		41%	
	福島県	231	105		45%			岡山県	71	71		100%	
関東甲信越	茨城県	195	82		917		42%	38%	広島県	169	113	67%	171
	栃木県	135	10	7%		鳥取県	90		90	100%			
	群馬県	180	72	40%		島根県	121		121	100%			
	千葉県	170	145	85%		山口県	106		94	89%			
	埼玉県	156	83	53%		香川県	110		41	37%			
	東京都	455	172	38%		徳島県	35		20	57%			
	神奈川県	253	63	25%		愛媛県	95		37	39%			
	山梨県	72	14	19%		高知県	91		73	80%			
中部	長野県	308	122	1391	40%	66%	九州	福岡県	229	51	440	22%	60%
	新潟県	510	154		30%			佐賀県	88	88		100%	
	静岡県	302	195		65%			長崎県	81	81		100%	
	愛知県	523	66		13%			大分県	77	28		36%	
	岐阜県	313	206		66%			熊本県	103	90		87%	
	三重県	172	150		87%			宮崎県	80	45		56%	
	富山県	365	332		91%			鹿児島県	77	57		74%	
	石川県	203	205		101%			合計	8945	4632 件		52%	
福井県	237	237	100%										

建設業における労働保険、社会保険の加入義務等


			労働保険		社会保険	
事業所	常用労働者	就労形態	雇用保険	労災保険	医療保険 (事業主負担には 介護保険料を含む)	年金保険
法人	1人	常用	雇用保険 (事業主負担 1.150%)	元請一括加入 (下請の事業主負担なし)	協会けんぽ、 健康保険組合等※1 (事業主負担5.495%※2)	厚生年金※3 (事業主負担8.159%)
	—	日雇	日雇雇用保険 (事業主負担1.150% +日額48円～88円)	元請一括加入 (下請の事業主負担なし)	国民健康保険 又は協会けんぽ (日雇特例被保険者)※1 (国保は事業主負担なし)	国民年金 (事業主負担なし)
	—	役員	—	特別加入 (事業主負担あり)	協会けんぽ、 健康保険組合等※1 (事業主負担5.495%※2)	厚生年金※3 (事業主負担8.159%)
個人事業主	5人	常用	雇用保険 (事業主負担 1.150%)	元請一括加入 (下請の事業主負担なし)	協会けんぽ、 健康保険組合等※1 (事業主負担5.495%※2)	厚生年金※3 (事業主負担8.159%)
	4人	常用	雇用保険 (事業主負担 1.150%)	元請一括加入 (下請の事業主負担なし)	国民健康保険 (事業主負担なし)	国民年金 (事業主負担なし)
	—	日雇	日雇雇用保険 (事業主負担1.150% +日額48円～88円)	元請一括加入 (下請の事業主負担なし)	国民健康保険 又は協会けんぽ (日雇特例被保険者)※1 (国保は事業主負担なし)	国民年金 (事業主負担なし)
	—	一人 事業主 親方	—	特別加入 (事業主負担あり)	国民健康保険 (事業主負担なし)	国民年金 (事業主負担なし)


※1 健康保険の適用除外の承認を受けることにより、国民健康保険に加入する場合がある。

(一部の国民健康保険組合については、事業主負担があるが、義務づけなし。)

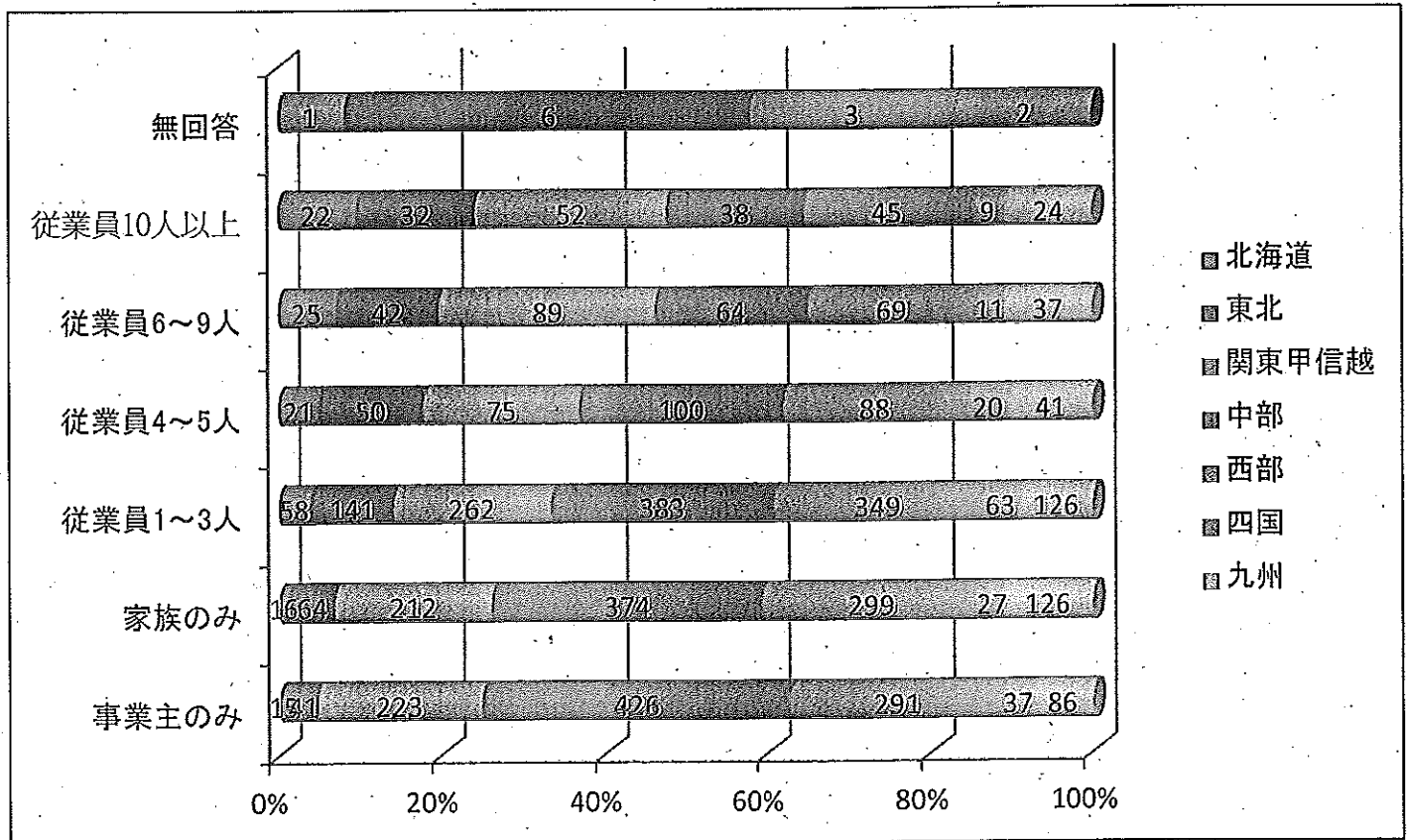
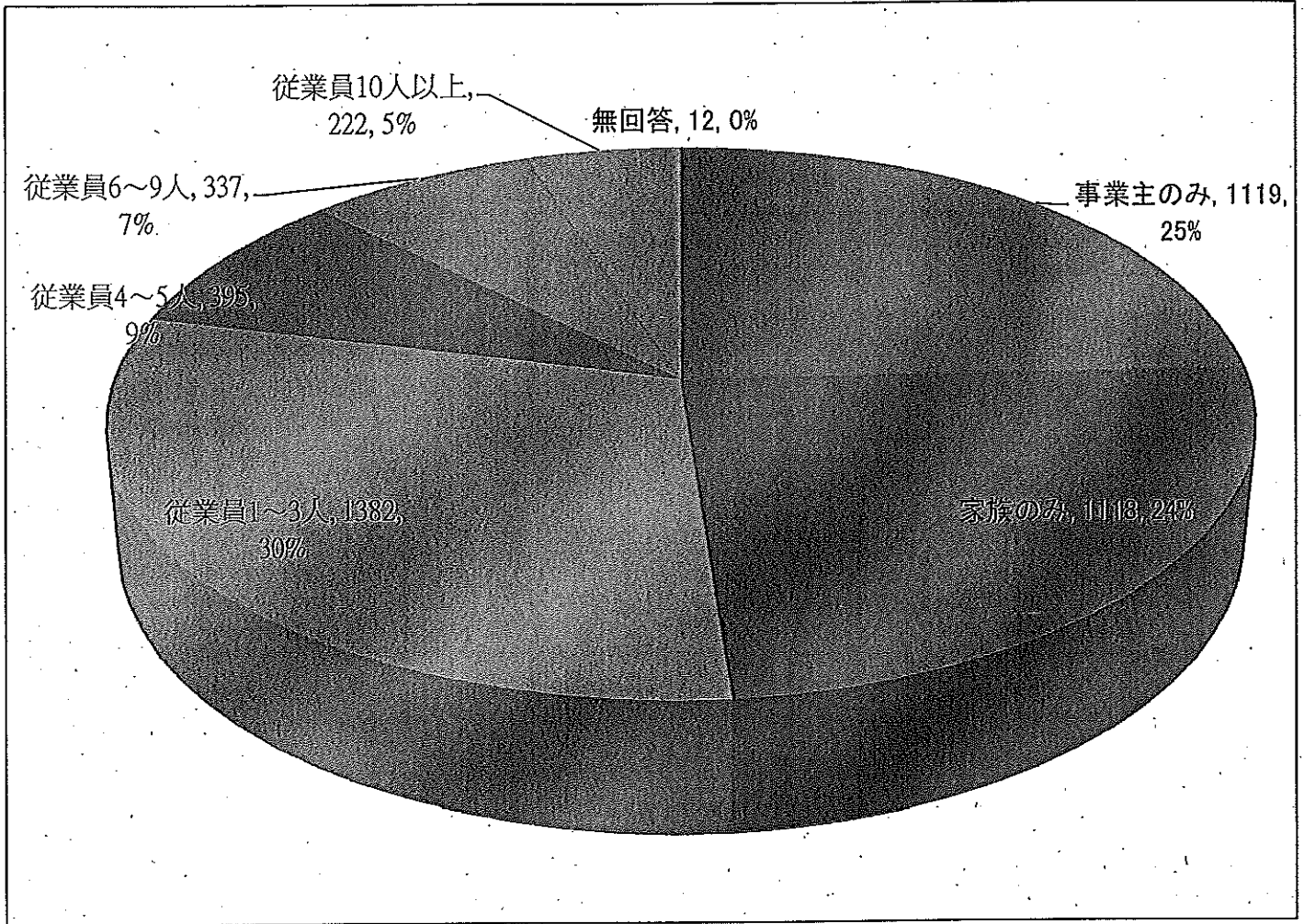
※2 事業主負担は、協会けんぽ東京支部の平成23年度保険料率(介護保険2号被保険者保険料率を含む。)を例として記載。

※3「厚生年金保険」は、児童手当拠出金を含む(厚生年金基金加入員を除く)。

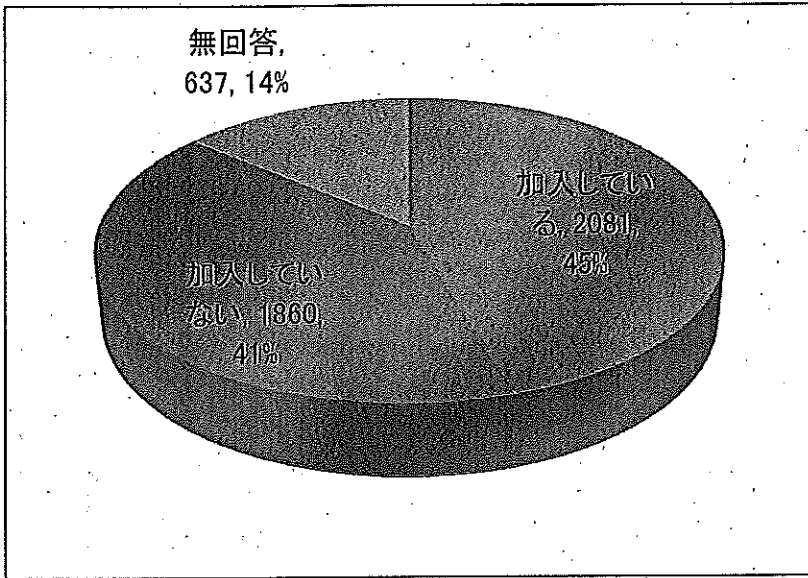
 事業主負担がある部分(元請一括加入を含む)

 事業主負担がない部分

事業所の構成について

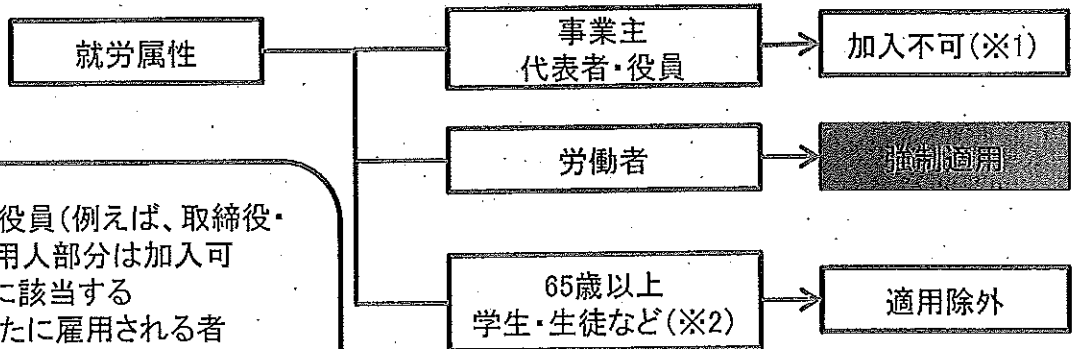


雇用保険の加入について



- 従業員5人未満では加入できないとおもっていた
- 従業員がいないため
- 従業員がいる時は加入している
- 従業員が安定していないため
- 従業員が必要ないと言うから
- 従業員は0だが、手続きは継続している
- 心配ないため
- 親族経営のため
- 正規の雇用をしていない
- 正社員でないため
- 専従者なし
- 専従者のみ
- 全員が一人親方
- 全員役員のため
- 知らなかった
- 定年はないので
- 定年後の高齢者
- 適用除外
- 同族会社なので

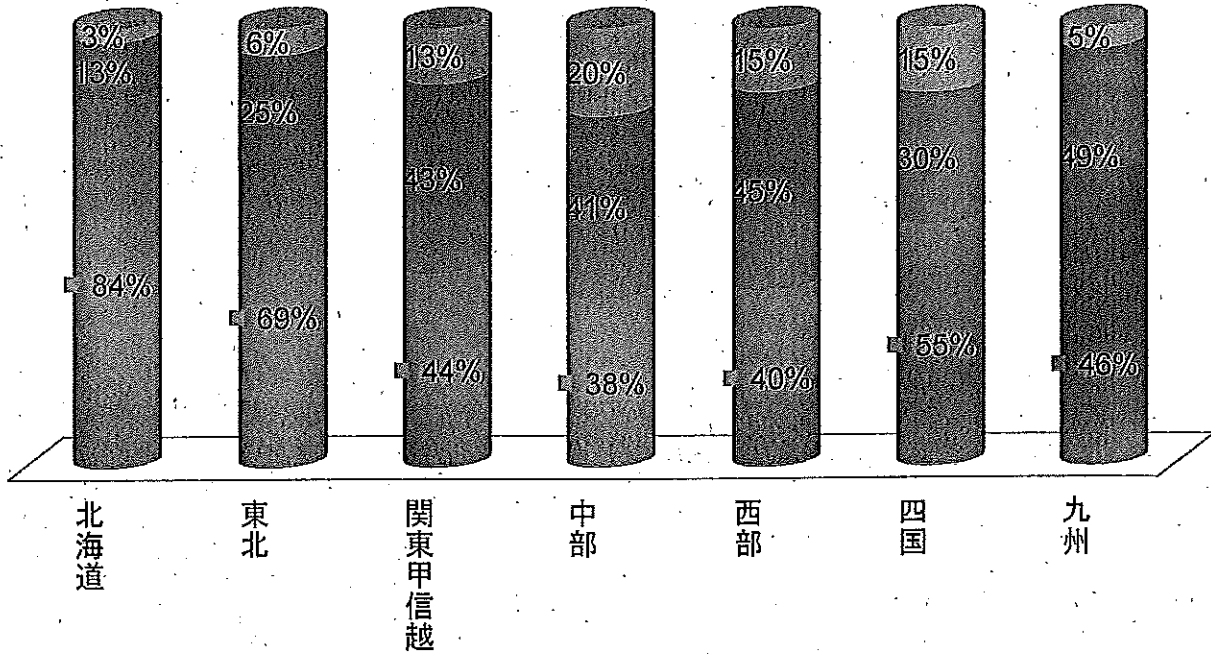
- あまり意識がなかった
- アルバイト・パート・バイト、日雇いだけ
- 応援職人は外注している
- 加入予定
- 家族のみの事業所。
- 中小企業年金に入っているため。
- 家族経営のため
- 会社組織ではないので、いらなかった
- 外注扱いにしている
- 掛けられない
- 季節労働者のため
- 休業中
- 近々加入予定
- 経済的に無理
- 個人経営で赤字だから
- 個人事業者に日雇いとして来てもらっている
- 個人事業所のため
- 雇用の予定がない
- 雇用保険に加入しなくても、雇用できる
- 考え中
- 高齢で対象外
- 高齢のため
- 仕事が不安定で一定していない
- 資金的に厳しい
- 失業しないから
- 手続きの仕方がわからない
- 手続き中
- 内容がわからない
- 廃業間近
- 繁忙期に手伝ってもらっている
- 必要がない
- 普段は従業員がいないため
- 法人でないから
- 役員、親族経営のため
- 冬場が仕事がないため



※1 ただし、使用人兼務役員(例えば、取締役・工事部長)について、使用人部分は加入可
 ※2 下記が適用除外者に該当する
 ・65歳に達した日以後新たに雇用される者
 ・1週間の所定労働時間が20時間未満である者
 ・31日以上継続して雇用される見込みがない者
 ・大学や専修学校の学生・生徒等であって厚生労働省令に定める

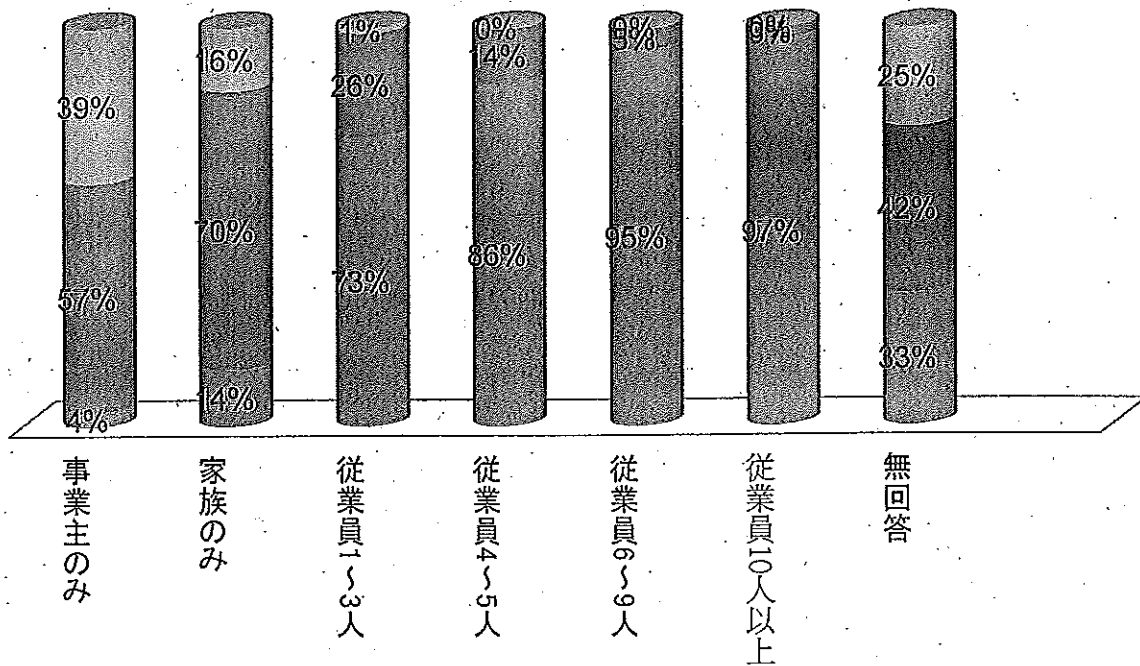
(ブロック別) 雇用保険加入状況

■ 加入している ■ 加入していない ■ 無回答

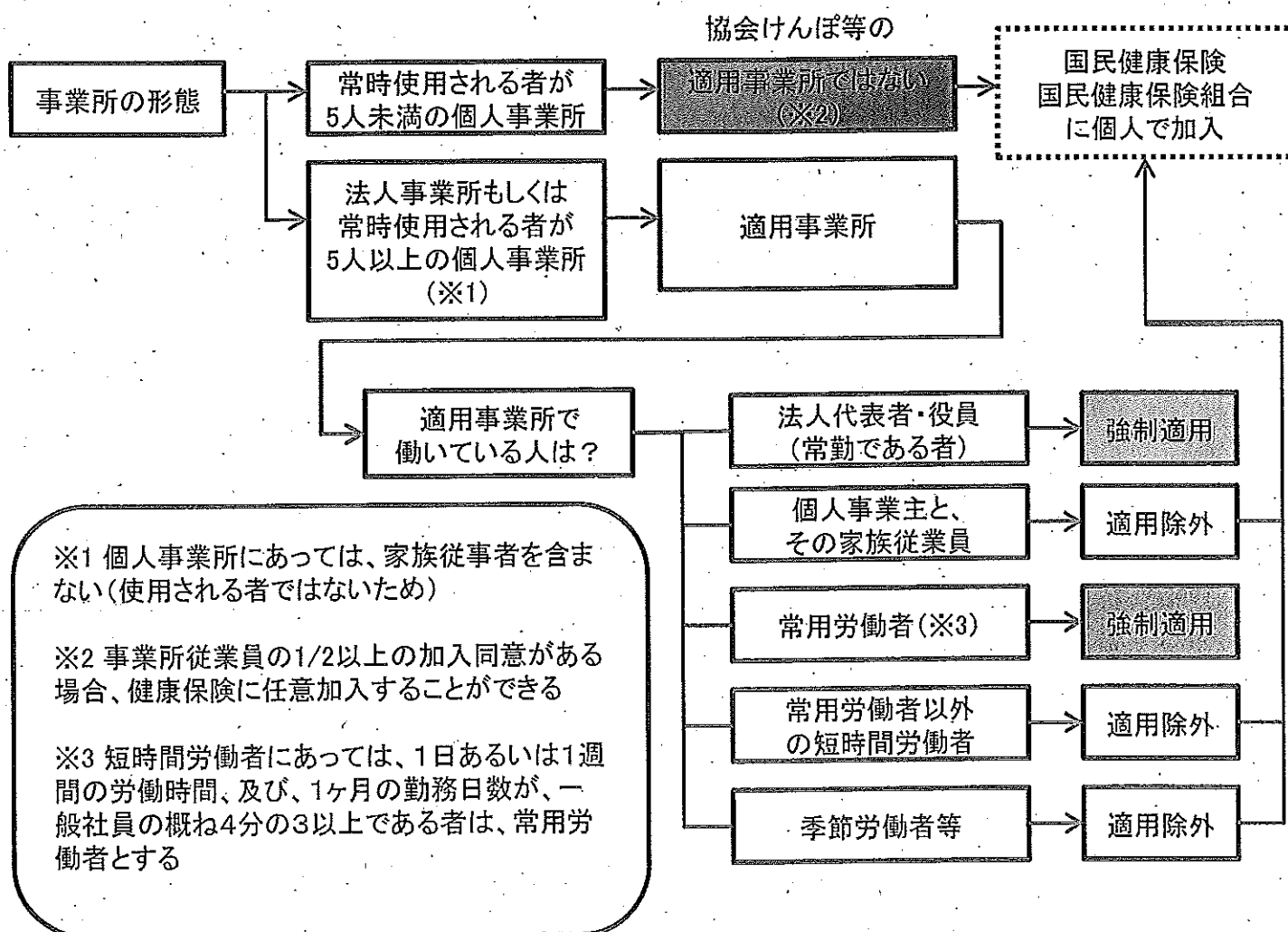
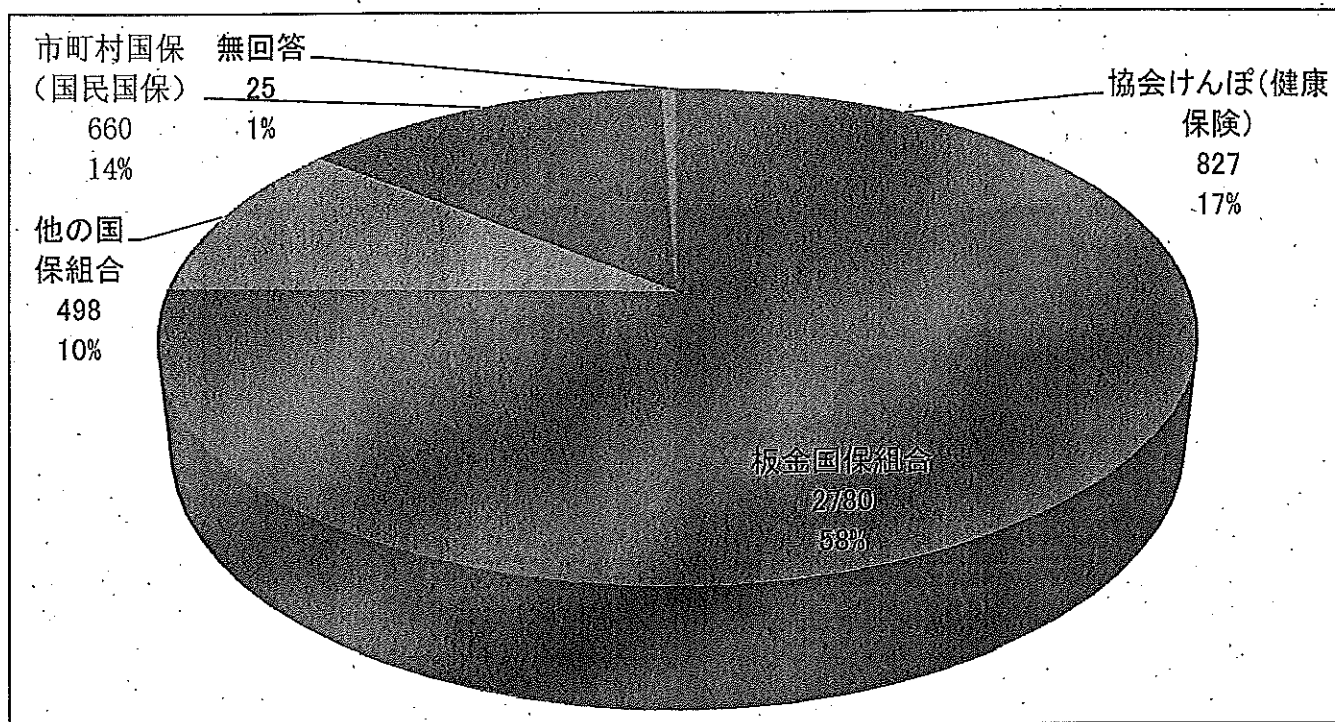


(事業所規模別) 雇用保険加入状況

■ 加入している ■ 加入していない ■ 無回答

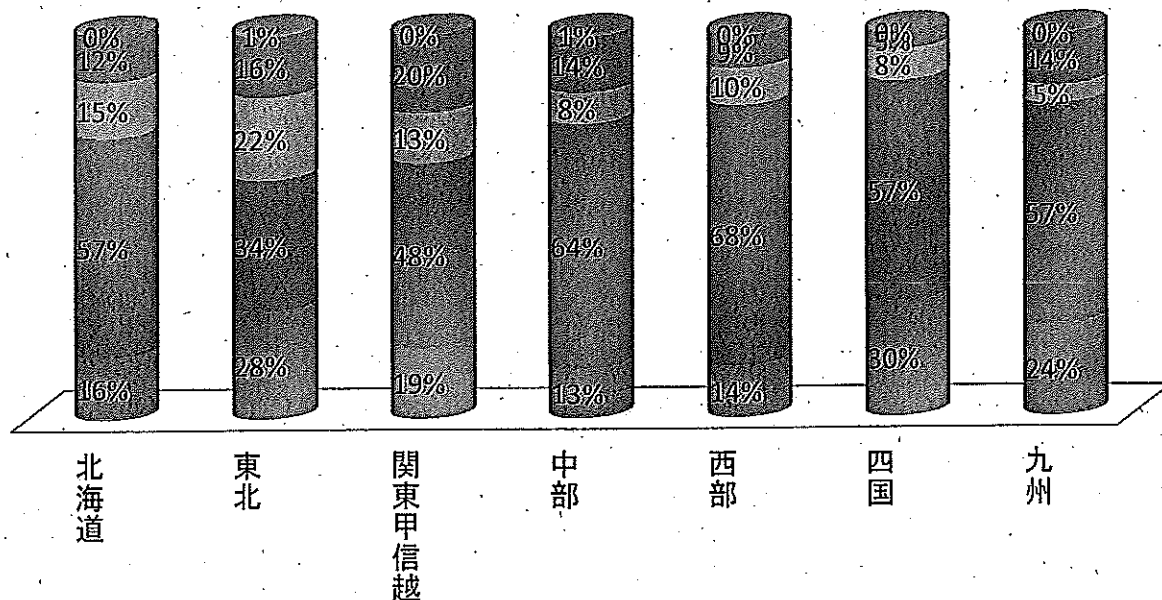


社会保険(医療)の加入について



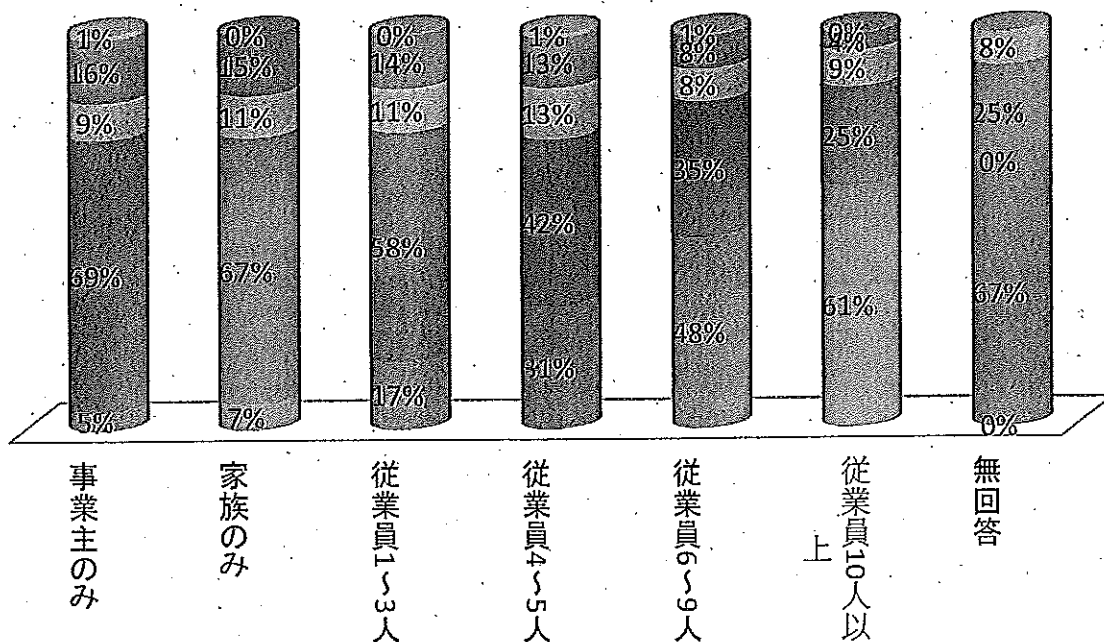
(ブロック別) 社会保険(医療)の加入状況

- 協会けんぽ
- 板金国保組合
- 他の団体国保組合
- 市町村国保
- 無回答

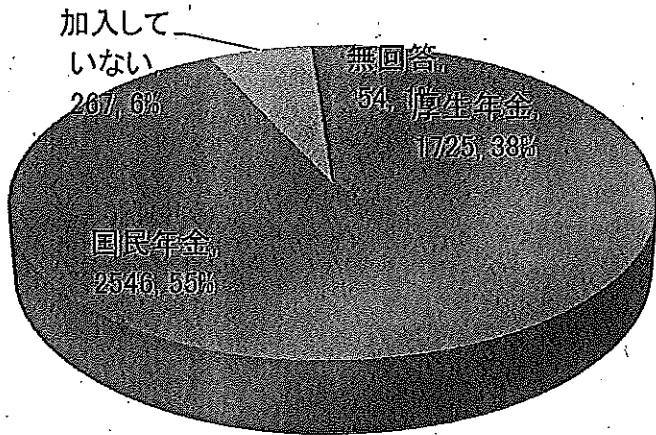


(事業所規模別) 社会保険(医療)の加入状況

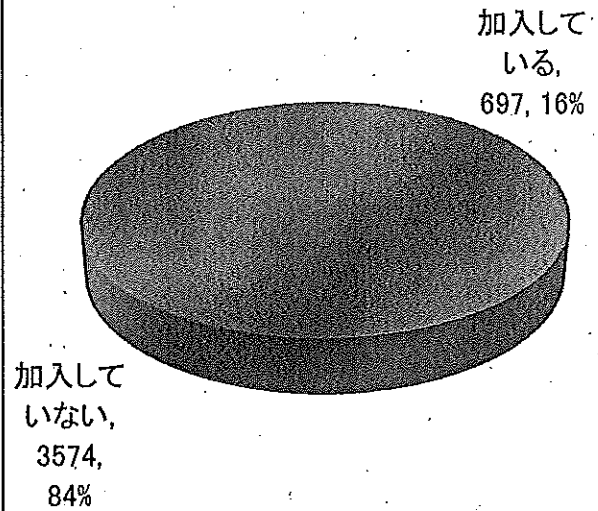
- 協会けんぽ
- 板金国保組合
- 他の団体国保組合
- 市町村国保
- 無回答



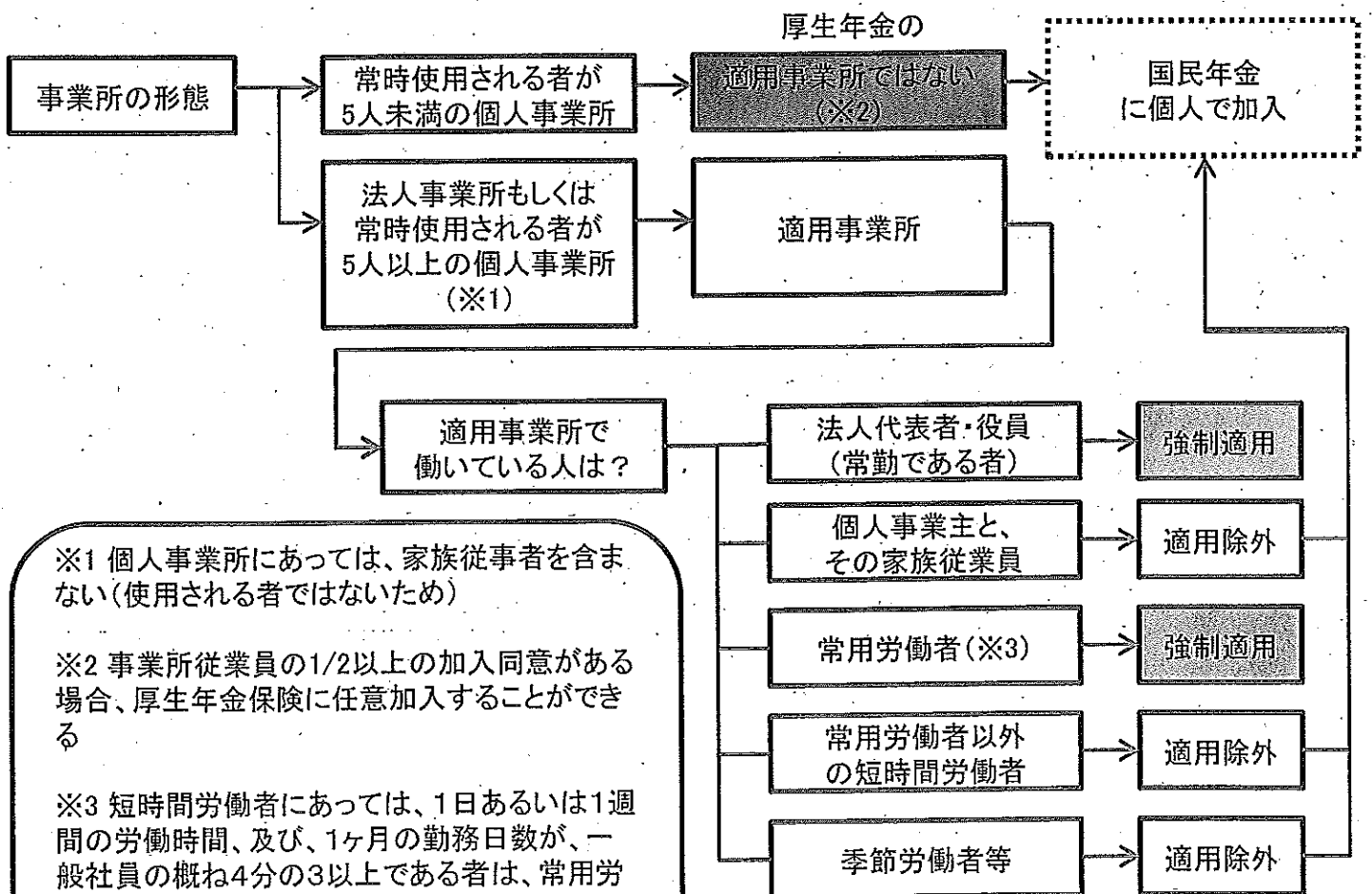
年金の加入について



国民年金基金の加入について



※「加入していない」は現在受給を含む



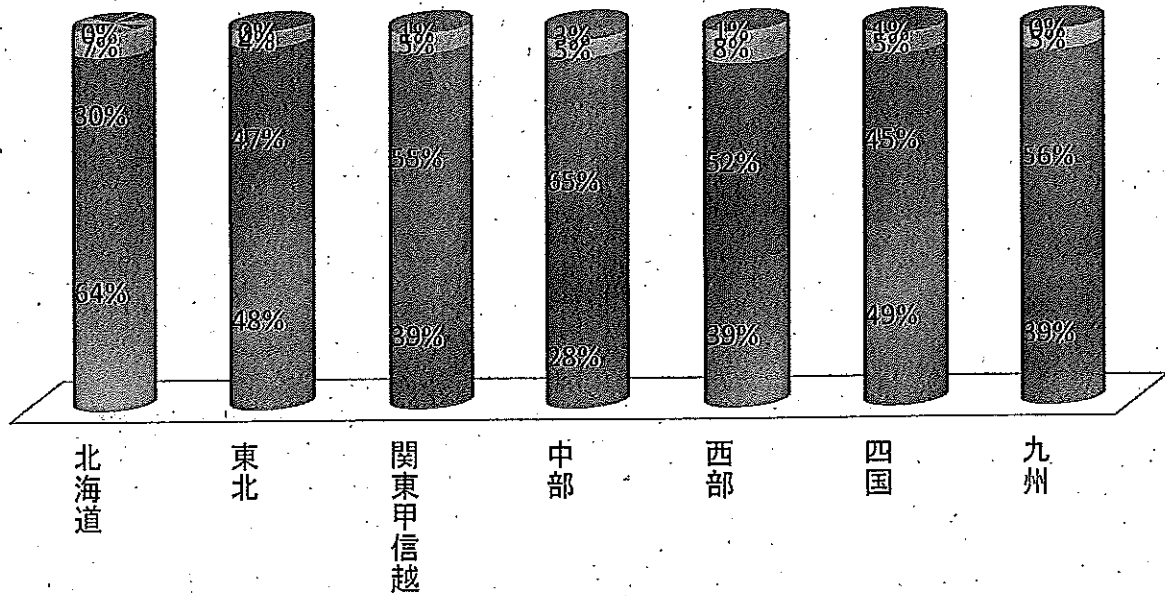
※1 個人事業所にあつては、家族従事者を含まない(使用される者ではないため)

※2 事業所従業員の1/2以上の加入同意がある場合、厚生年金保険に任意加入することができる

※3 短時間労働者にあつては、1日あるいは1週間の労働時間、及び、1ヶ月の勤務日数が、一般社員の概ね4分の3以上である者は、常用労働者とする

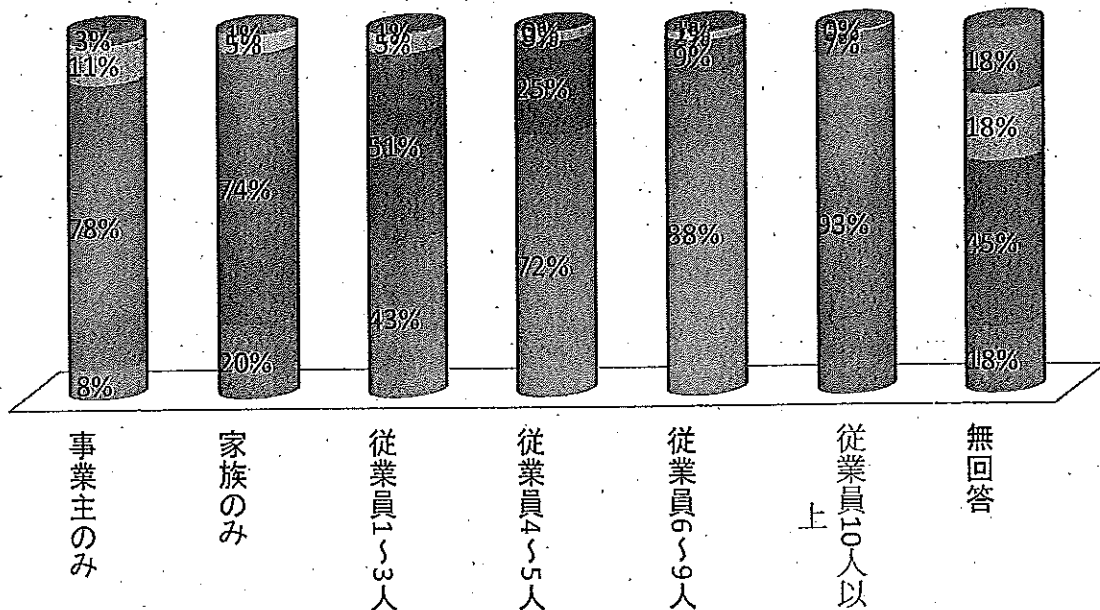
(ブロック別) 年金加入状況

■ 厚生年金 ■ 国民年金 ■ 加入していない ■ 無回答



(事業所規模別) 年金加入状況

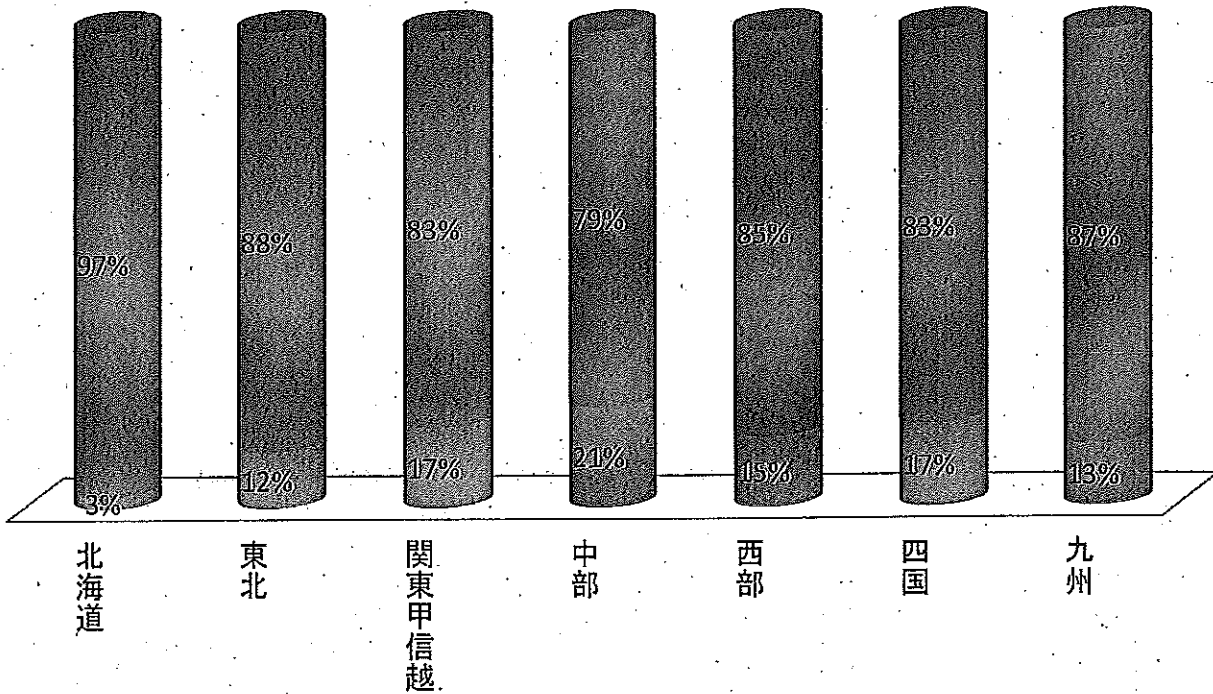
■ 厚生年金 ■ 国民年金 ■ 加入していない ■ 無回答



※「加入していない」は現在受給を含む

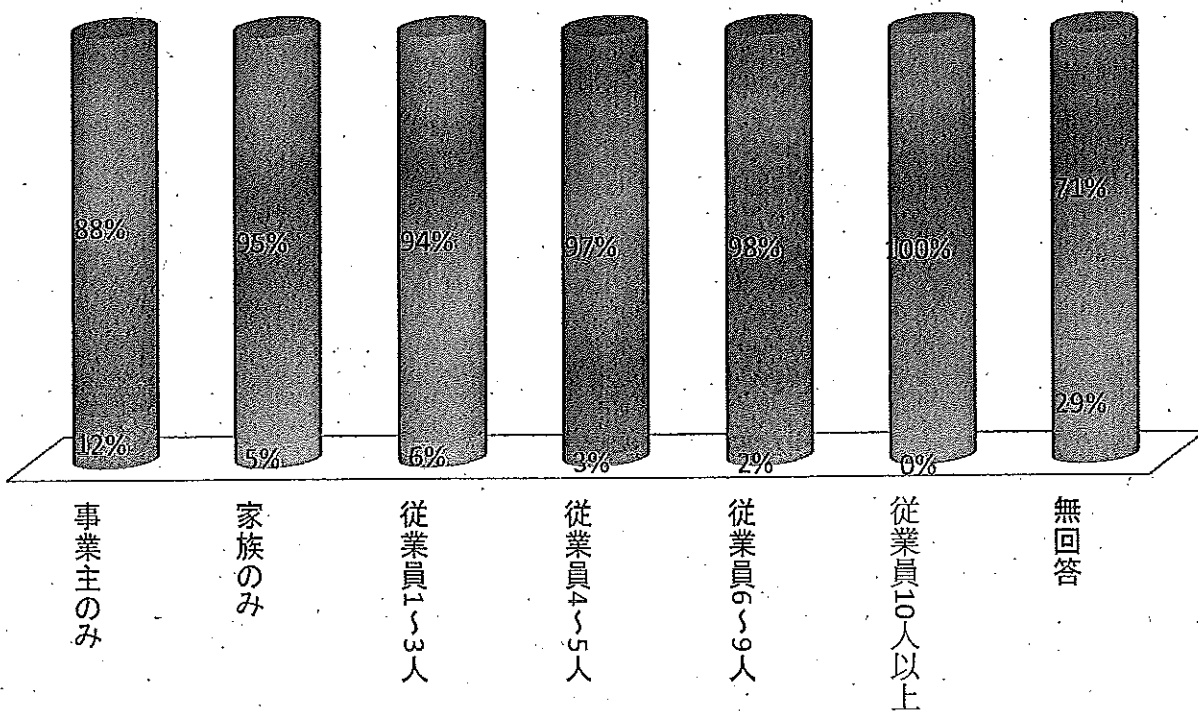
(ブロック別) 年金基金加入状況

■ 加入している ■ 加入していない

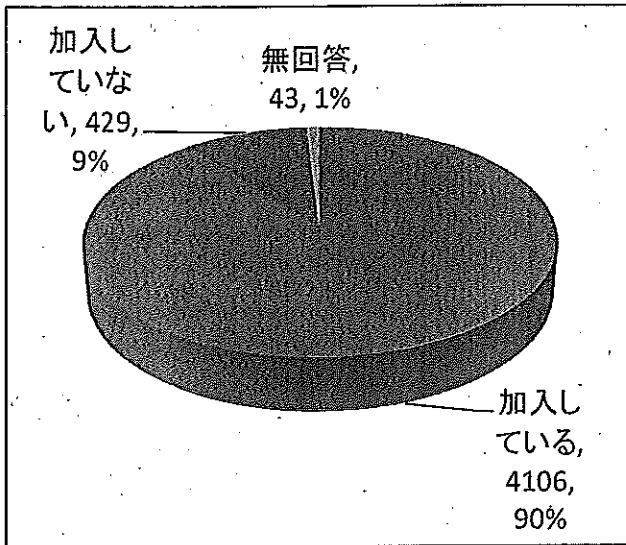


(事業所規模別) 年金基金加入状況

■ 加入している ■ 加入していない



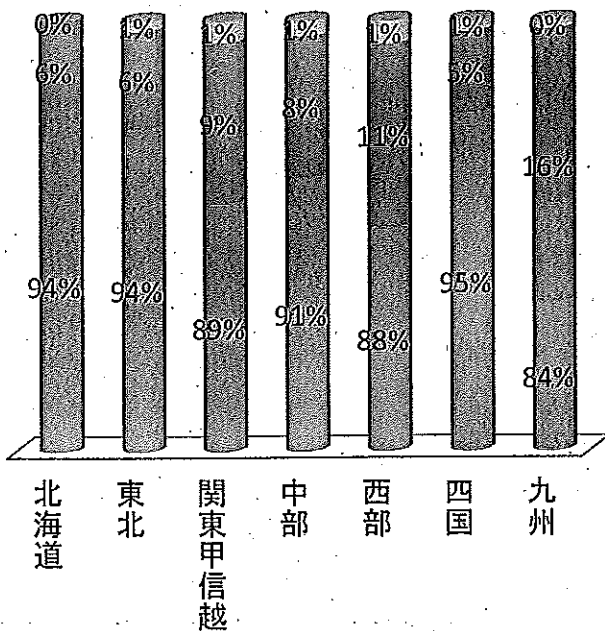
労災保険の加入について



70歳以上のため
アルバイトほか
ほとんど仕事をしていない
下請けをしているため
加入方法がわからない
家族経営のため
危険な作業は行わないため
業績不振のため支払が困難
経済的に無理
現場作業をしないため
高齢のため仕事をしていない
採算に合わない
仕事がないから
民間会社の労災保険に相当するものに加入

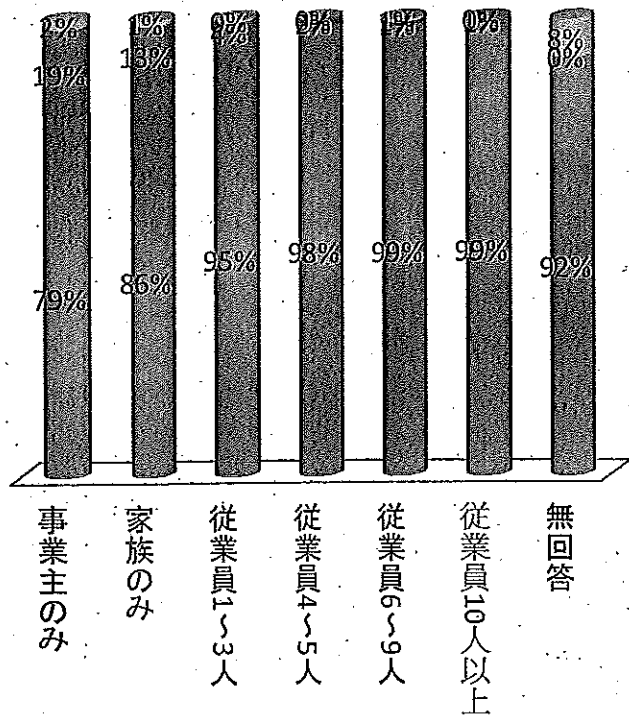
事業主は入れないと思っ
従業員がいないため
従業員がすぐ辞めるため
組合の保険に加入
損害保険に加入している
廃業間近
必要ないから
払う予定がない
役員のみ
仕事をしていない
仕事を始めて間もないため
仕事量が激減したため
事業主のみだから

(ブロック別) 労災保険加入状況



■ 加入している
■ 加入していない
■ 無回答

(事業所規模別) 労災保険加入状況



■ 加入している
■ 加入していない
■ 無回答

50. 消防施設工事協会

(社会保険加入促進計画)

社会保険加入促進計画

平成24年10月 5日
消防施設工事協会

1. 当協会の概要

- 団体名 消防施設工事協会
- 設立年月 昭和57年8月
- 代表者 会長 橋爪 毅 (能美防災株式会社 代表取締役社長)
- 所在地 〒102-0074 東京都千代田区九段南3-2-2 森ビル3階
- 会員数 正会員 39社 (内訳) 大臣特定許可業者 7社
大臣一般許可業者 11社
知事一般許可業者 21社
準会員 186社 (内、正会員の出先153部所含む)
- 主な業種 消防施設工事業

2. 基本的な方針

当協会の抱える会員企業が営む消防施設工事業は、建設業法で定められている28業種の一つではありますが、その工事内容は、消火設備系工事と火災報知設備系工事の二種類に大別されます。

前者は、機械系のサブコンの下請として、後者は電気系のサブコンの下請として請負う場合が多いが、道路トンネルや文化財等の特殊な防災システムの消防施設工事は、元請として請負う場合もあります。

いずれの工事も、工事規模により様々な重層下請構造の下で請負施工が行われているが、消防施設工事を最初に受注する企業が雇用している社員は、ほとんど社会保険等に参加しているものと考えられる。しかし、再下請する業者、さらに再々下請する業者へと下請次数が深くなるほど、その業者に雇用されている技能労働者の社会保険等への加入率は低くなるものと予想されます。

当協会の会員企業は、最初に受注する企業が多いと考えられるが、会員企業を通して下請業者までの企業に対しての実態把握と周知徹底の尽力は、ある程度可能であると考えられます。しかし、さらに下層の下請業者の把握がどこまで可能であるかは疑問となります。

また、会員以外の業者の把握は難しく、把握できてもアンケート等に協力いただけるかは疑問ですが、これらの業者は親請けのサブコン系企業からの関わりから周知徹底等の働きかけができるものと考えられます。

当協会の規模が小さいことから、大臣特定許可業者等の規模の大きな企業の協力依頼が欠かせないと考えておりますが、社会保険未加入対策の推進は、当協会の業務委員会と事務局が中心となって行って参りたいと考えております。

また、今後の社会保険未加入対策推進協議会の方針に対応して参りたいと存じます。

3. 現在までに取り組み状況

- 保険加入状況アンケート調査への対応
(年月) 平成23年11月
(依頼元) (社)建設産業専門団体連合会
- 社会保険未加入対策説明会 参加
(日時) 平成24年1月18日(水) 13:30 ~ 16:30
(場所) 中央合同庁舎3号館
(参加者) 消防施設工事協会 事務局長 伊藤 英雄
- 当協会の月刊会報「事務局だより」による会員への周知 (第1弾)
(年月) 2012.2 (No.328)
(内容) 1/18説明会の概要報告

- 社会保険未加入対策推進協議会への参画
 (日時) 平成24年5月29日(火) 15:30 ~ 17:00
 (場所) 中央合同庁舎3号館
 (参加者) 消防施設工事協会 事務局長 伊藤 英雄
- 当協会主催の講演会開催
 (日時) 平成24年6月13日(水) 15:00 ~ 16:20
 (場所) アルカディア市ヶ谷 (私学会館)
 (講師) 国土交通省建設市場整備課労働資材対策室 課長補佐 山野 美鈴 様
 (テーマ) 社会保険未加入対策および登録基幹技能者制度
 (聴講者) 当協会会員等 119名
- 当協会の月刊会報「事務局だより」による会員への周知 (第2弾)
 (年月) 2012.7 (No. 328)
 (内容) 6/13講演会の概要報告
- 社会保険未加入対策の広報チラシ(4点)の配布
 (年月) 平成24年8月
 (配布対象) 正会員、準会員

4. 保険加入の状況

平成23年11月に実施した加入状況についてのアンケート結果は次の通り。

○ 会員企業について

(回答企業) 35社 (回答率) 46%

区分	直接給与を支払っている人数	社会保険				
		健康保険	国民健康保険	厚生年金	国民年金	雇用保険
A. 社員	5,297名	5,243名	8名	5,230名	8名	5,183名
B. 社員以外						
①日給	6名	1名	0名	0名	0名	0名
②日給・月給	9名	0名	3名	3名	3名	0名
③月給	551名	444名	22名	22名	24名	182名
④その他	18名	18名	18名	0名	0名	18名
計(A+B)	5,881名	5,706名	33名	5,691名	35名	5,283名

○ 会員企業の下請企業

(回答企業) 37社

区分	直接給与を支払っている人数	社会保険				
		健康保険	国民健康保険	厚生年金	国民年金	雇用保険
A. 社員	751名	695名	28名	702名	17名	693名
B. 社員以外						
①日給	20名	0名	16名	0名	16名	1名
②日給・月給	26名	4名	22名	8名	11名	10名
③月給	15名	0名	15名	2名	13名	2名
④その他	2名	2名	0名	2名	0名	0名
計(A+B)	814名	701名	81名	714名	57名	706名

今後も、さらに精度を上げた調査を行うことを検討する。

5. 今後の取り組みについて

(1) 平成24年度

- 会員企業および再下請企業へのさらなる周知・徹底
 - ・ 第2回社会保険未加入対策推進協議会の内容を踏まえ、全会員企業宛てに、さらなる詳細情報の周知・徹底を図る。特に、会員企業の再下請企業への周知・徹底をどこまで図ることができるかが検討課題となる。
- 法定福利費を内訳表示した標準見積書(案)を策定する。
- 11月15日理事会にて、保険加入促進計画(案)および標準見積書(案)について審議し、承認を得る。
- 当協会のホームページの充実
 - ・ 当協会の会員企業の再下請企業および会員以外の企業に向けての周知・徹底方策の一つとして社会保険未加入対策に係る情報を当協会のホームページに掲載し、掲載したことを全会員企業に知らせる。
- 法定福利費を内訳表示した標準見積書を全会員企業および再下請企業に提示し、試行するように指導し、その結果をフィードバックして必要に応じ修正していく。

(2) 平成25年度

- 会員企業を通し、再下請企業(常用労働者5人以上)の企業名簿の作成
- 保険等加入状況のアンケート調査(未回答企業)
 - ・ 平成23年11月のアンケート調査で回答の無かった会員企業および再下請企業で未回答の企業を対象として保険等の加入状況を再調査する。
- 保険等の加入促進指導
 - ・ 上記のアンケート調査結果により、明らかになった保険等への未加入企業に対して、さらなる情報提供と保険等への加入を働きかける。
- 法定福利費の内訳を明示した標準見積書を平成25年10月より本格実施することを目指す。
- 工事現場での確認・指導
 - ・ 最初に受注した会員企業の施工現場において、元請業者の指示により、当該会員企業の現場代理人およびその下の登録基幹技能者または職長が中心となってポスターやチラシを配布して再下請業者・技能労働者への保険加入を働きかける。
 - ・ 受注会員企業により、施工体制台帳・再下請通知書・作業員名簿等を整備し、現場に出入する下請業者や作業員の保険等の加入状況を確認する。
- 未加入業者の指導
 - ・ 会員企業を通して協力業者、再下請業者の中で、保険等に未加入の業者を指導し、加入を働きかけるとともに、従わない業者には個別に相談し、指導する。
- 保険関係事務手続きの支援
 - ・ 社会保険加入手続きに精通していない会員企業やその再下請業者をサポートする仕組みを検討する。

(3) 平成26年度

- ・ 平成25年度計画の実施内容が不十分な部分を把握し、その部分の計画遂行に力を入れる。
- ・ 保険等の加入促進の状況が把握できる仕組みを作り、加入状況の実態把握の精度を上げる。
- ・ 常用4人以下の業者および一人親方の実態を把握する調査を検討する。

(4) 平成27～28年度

- ・ 平成26年度までの計画推進状況をフォローアップし、結果が不十分な部分を重点的に推進して対象となる企業の100%が、所要の社会保険等に参加することを目指す。

以上

51. (一社) 日本運動施設建設業協会

(社会保険加入促進計画)

社会保険加入促進計画

1. 団体名 一般社団法人日本運動施設建設業協会
代表者 代表理事 長谷川 信
所在地 東京都千代田区岩本町 2-4-7
会員数 正会員 56 社
主な業種 運動施設工事の設計・施工

2. 基本的な方針
 - ・協会全体による社会保険未加入対策推進を明示
 - ・役員会等において、社会保険未加入対策の協力体制についての要請を随時行う
 - ・社会保険加入の現状の把握（社員、社員以外）
 - ・加入対策の問題点等の検討
 - ・配布文書、メール等の情報を会員に周知
 - ・各支部においても協議会参加の要請に対応する

3. 保険加入の状況
 - ・会員会社社員においては、保険に加入
 - ・請負等の未加入者がいる場合は、加入を推奨している
加入の必要性の説明等を行い、加入を要請
 - ・今後は、事業に携わるすべての者の加入を目標とする

4. 自主的な取組み
 - ・役員会等において、取組みを議題として検討する
 - ・PR 方法の検討
既存の配布資料・データの利用
オリジナル PR ツールの検討 等
 - ・配布された資料を積極的に活用する
 - ・実態についての把握を進める
必要に応じた調査等の検討
 - ・法改正について周知

- ・若年層の確保に向けた協会の体制を明確にする

5. 標準見積り・法定福利費の確保について

- ・協会作成の積算資料を活用（会員へ配布）

 - 積算の成り立ち・流れを示し、工事費の構成に基づいて法定福利費を位置付けている

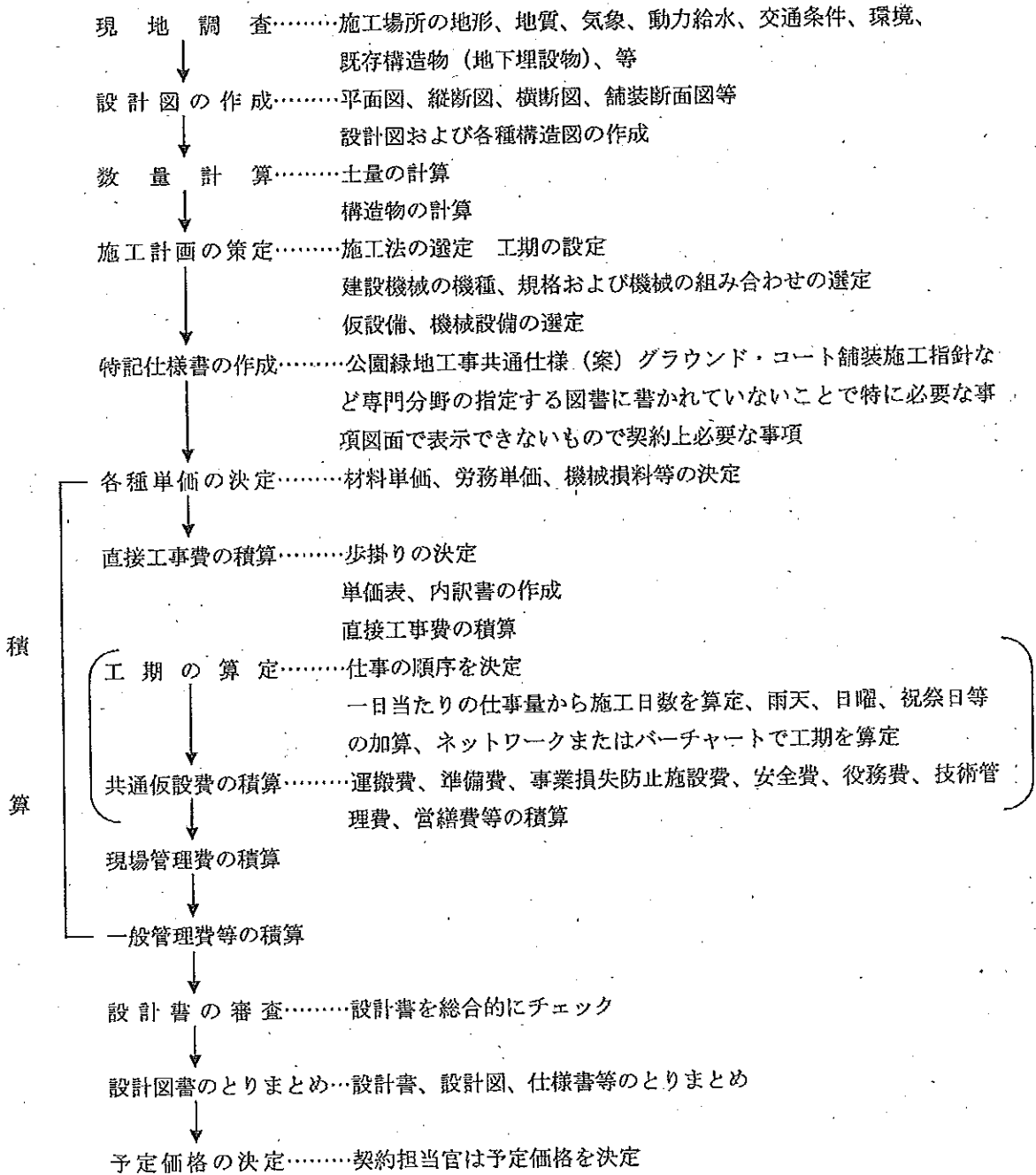
 - 間接工事費として法定福利費を明記、必要性を謳っている

- ・法定福利費を含む標準見積りについて協会の方針を示す

- ・会員に標準見積りの必要性について周知徹底を図る

- ・役員会・関連委員会等において、見積りについて検討、改善を行う

1. 運動施設設計の流れと積算



2. 工事費の構成

2-1 請負工事費の構成

請負工事費の構成は図 2-1 に示す。

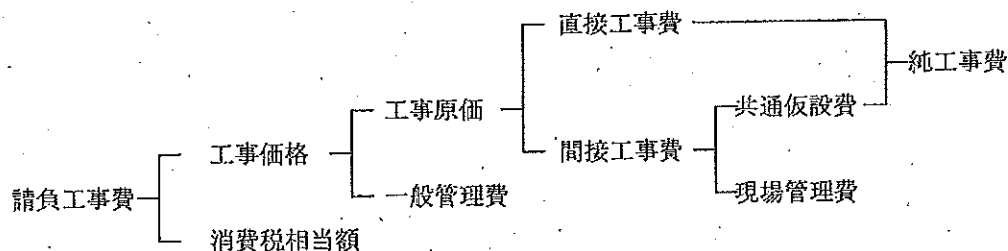


図 2-1 請負工事の基本構成

2-2 直接工事費の構成

グラウンド・コート舗装ではクレイ系コートの資材や砕石、全天候舗装の表層材などの材料費と施工労力である労務費と施工機械運転費などからなる。

直接工事費の構成を図 2-2 に示す。

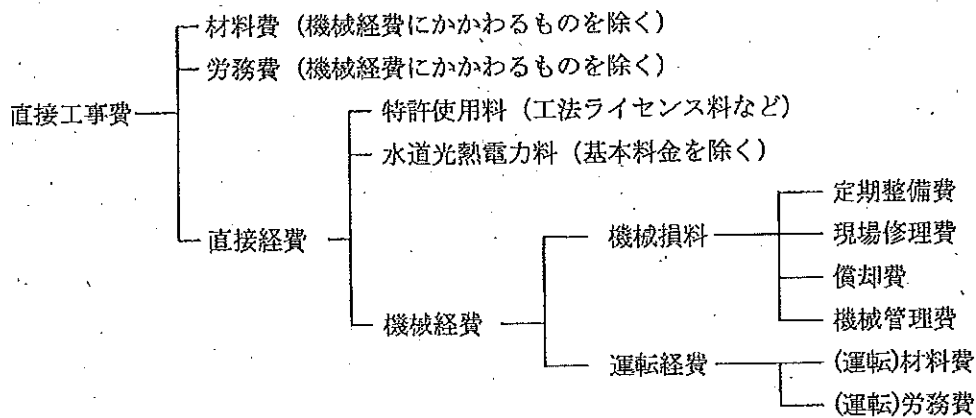


図 2-2 直接工事費の構成

2-3 間接工事費

間接工事費は、個々の工事目的物に専属的に投入される費用ではなく、請負工事全体を通して共通的に必要とされる費用である。現場事務所の設置や、既存公園内や学校グラウンドの工事ではその安全確保のための仮設フェンス、もちろん作業所内の安全管理費でもある。グラウンド・コート舗装では、各層の施工毎の材料搬入通路の設置や、混合施工ヤード、全天候舗装材の仮置き場での養生費などが含まれる。

間接工事費の構成を図 2-3 に示す。

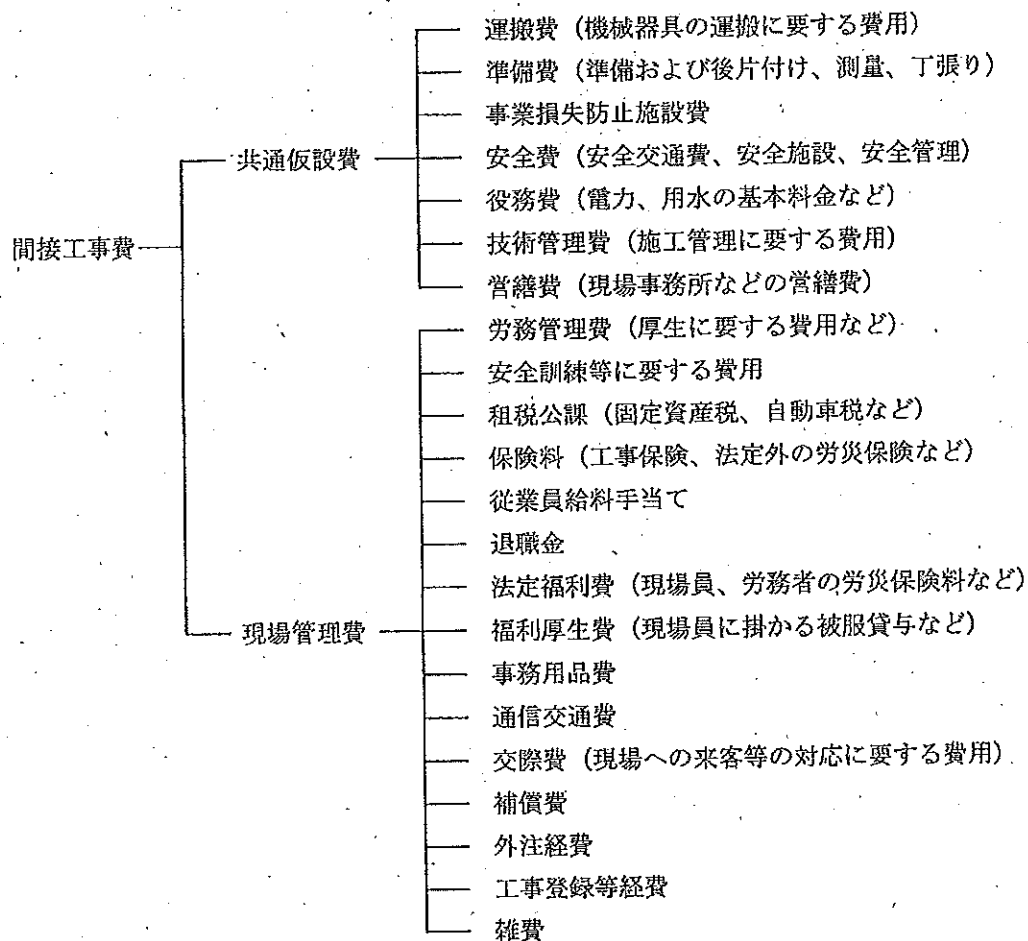


図 2-3 間接工事費の構成

2-4 一般管理費

請負工事をおこなう企業の、企業活動を継続的に運営するための費用を、工事請負代金に割り戻して含める経費で付加利益も含まれる。